

令和3年塩尻市議会3月定例会

産業建設委員会会議録

○日 時 令和3年3月12日（金） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第15号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第16号 塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第17号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第18号 塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第19号 塩尻市水道料金等審議会条例の一部を改正する条例

議案第22号 訴えの提起について

議案第24号 市道路線の認定について

議案第25号 令和3年度塩尻市一般会計予算中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

○出席委員・議員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	中野 重則 君
委員	中村 努 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	牧野 直樹 君	議長	丸山 寿子 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

議会事務局長	小松 秀典 君	議会事務局次長	赤津 廣子 君
議事総務係主事	小林 貴裕 君		

午前9時57分 開会

○委員長 おはようございます。関係者おそろいでありましたので、ただいまから、3月定例会産業建設委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員が出席をしております。

それでは、審査に入ります前に理事者から御挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 改めまして、おはようございます。委員会を開催いただきまして、大変ありがとうございます。御提案を申し上げます議案、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は別紙委員会付託案件表のとおりであります。日程について副委員長から御説明を申し上げます。

○副委員長 私から日程を申し上げます。今回の委員会は本日と来週月曜日 15 日の 2 日間にわたり審査を行いますので、よろしくお願いをいたします。なお、2 日目の議案審査の終了後の視察は計画しておりませんので、併せてよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきたいと思います。御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては、必ずマイクの使用をお願いいたします。

議案第 15 号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第 15 号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。この説明を求めます。

○建築住宅課長 それでは、議案第 15 号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例をお願いいたします。議案関係資料の 119 ページを御覧ください。

1 提案理由につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が令和 3 年 4 月 1 日から施行されることなどに伴い、必要な改正をするものなどです。

2 概要についてですが、非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上の特定建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を定めるものなどです。先ほどの提案理由において記載しております法律、略称で建築物省エネ法と言いますが、この法律は、大きくには、省エネ基準への適用を義務づけるなどの規制措置と建築物の容積率の特例措置を受け入れることができる誘導措置の 2 つに分けることができますが、前者の規制措置に関しまして、これまで住宅部分以外の非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物については、法律に定める省エネ基準に適合させる義務がありましたが、法改正に伴い、適合義務が、非住宅部分の床面積が 2,000 平方メートル以上から 300 平方メートル以上の建築物に引き下げられました。これまでも、床面積 300 平方メートル以上、500 平方メートル以下の一定の建築物については、塩尻市への省エネ基準に関する届け出をする必要があり、内容の確認を行っていましたが、改正後は、届け出の必要があった建築物のうち、非住宅の事務所などの計画については、建築物の空調、換気、給湯あるいは照明設備などのエネルギー消費量が省エネ基準を満たしているかどうかを審査し、合否判定することが必須となったため、適合判定に係る手数料を新たに定めるものです。また、併せて建築物省エネ法と同じ省エネ基準を用いて、認定の審査事務をしております都市の低炭素化の促進に関する法律に関しましても、国の示した認定審査区分が細分化されたことに伴い、該当する審査手数料を改定するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表にて具体的に説明をいたしますので、次の120ページを御覧ください。今回改正する部分は、手数料徴収条例の別表に記載されている部分になります。120ページから121ページまでは別表第4に関する改正で、この別表第4につきましては、都市の低炭素化の促進に関する法律、通称エコまち法に基づく、低炭素建築物新築等計画の認定申請等に係る審査手数料を定めたものになります。国の示した認定審査区分の細分化に伴い、右側の現行の下線部で示した手数料、例えば上から3万円の審査手数料が左側の改正案で示すように2万円に、その下の現行の38万円が改正案の29万円にといったように、減額の改正をするものです。121ページも同様です。

続いて、121ページの下段以降が別表第5に関する改正で、この別表第5については建築物省エネ法に基づく適合性判定等に係る審査手数料になります。121ページ下段から次ページ以降が法改正に伴い適合判定が必要となり、新規に手数料を定めるものです。全ての事項を審査する場合しない場合、あるいはエネルギー消費量の計算方法の違い、あるいは建築物の用途によってなど、内容によって審査時間等が異なることから、それぞれのケースごとに手数料を定めています。大きなくくりとしまして121ページ下段から122ページの1が通常初めての申請する場合の手数料です。

続いて、123ページの2の項からは、計画の変更を申請する場合の手数料です。124、125、126ページの中段までが同様の内容となっています。

126ページ中段の3の項は、軽微な変更の証明の交付に係る手数料です。

その下の4の項からは、先ほどの別表第4のエコまち法の改正内容と同様に、審査区分の細分化により、手数料を減額するものとなります。126ページ下段、右側の現行の下線部の2万7,000円が1万7,000円へと減額の改正となるものです。また、併せて法改正に伴う条項ずれ等についても、下線部のとおり改正するものです。

128ページ中段の改正案の5の項、次の129ページの6の項についても同様となっています。

130ページの下段以降、最後の132ページまでの備考欄の改正につきましては、条項ずれとなったものを整理したものとなっています。

以上が主な改正案になりますが、改正となっている手数料の金額につきましては、新たに設ける手数料、減額となる手数料ともに長野県手数料徴収条例に倣い、県条例の金額と同額となっているものです。

119ページをお願いします。一番下の4条例の施行等につきましては、令和3年4月1日から施行するものです。私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ありますか。

○**中村努委員** 前にも聞いたかと思うのですが、この法律の内容ですけれど、エネルギー消費性能の向上の建築物と認められた場合、どういうメリットがあったのでしょうか。

○**建築住宅課長** 今回のエコまち法につきましては、認定されることによって税制の優遇措置、あるいはお金を借りる場合の金利が低額される、あるいは面積を設備部分のところを不算入にできるといったようなメリットがあります。別表5の建築物省エネ法につきましては、今回は規制ということで、これはメリットではなくて、あくまでも今回は改正する部分については適合させなければいけないという義務になってきますので、それを守らなければ建築確認が下りないというような形になります。

○**中村努委員** そうすると、住宅以外の部分が2,000平方メートルから300平方メートルに基準が下がったとい

うことですが、それは基準の建物もそうなのか、これから建築するものが該当するのか、その辺はいかがですか。

○**建築住宅課長** 4月1日からの改正になりますので、これから建てるものについてこの法が改正されて、300平米を超えるという非住宅については省エネ基準を満たさないと建てられないという形になります。

○**中村努委員** 一般住宅でもそうなのですが、この基準、この対象に認定してもらうための手続は、建築業者に発注前にしないと建築許可が下りないということになると、それより前でないと駄目でそれ以降になってしまうと、そもそも一般住宅でも基準に合致しないと建築許可が下りないのですか。

○**建築住宅課長** 今回の改正された部分につきましては、建築物省エネ法のほうは非住宅という形になっていますので、300平米以上の事務所とかそういったものについては適合させなくてはいけないのですが、住宅に関してはそこまで基準がないものですから、適合させないと建てられないということはありません。

○**中村努委員** 知人で家を新築されたいという方がいて、こういうのに適合させればメリットもあるよというようなことだったのですが、建築業者に発注して見積りが出た段階ではもう遅くて、受け付けられなかったというような話を聞いています。そういうことなのですか。

○**建築住宅課長** あくまでも優遇措置としてメリットがある部分も当然規制とは別にあって、その部分については計画の認定という形で受けると優遇措置が受けられるのですけれど、造ってしまったものについても省エネ基準、これは厳しい基準なのですが、それを満たしていれば税優遇が受けられるというような措置も、既存の建物についても適合できるような部分もありますので、そういったところで造ったもの、あるいは今の建物についても、今回の改正ではないのですけれど、基準に合致すれば税優遇が受けられるというような措置も法律の中にはあります。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**古畑秀夫委員** 建物でエネルギー消費性能向上というのは具体的にはどういうことなのかということと、もう1つは、300平米に下げられて、今までは届け出でよかったのを、今度はきちんとした許可というか、検査があるということですが、今までは、昨年あたりは300平米ぐらいというのは塩尻で大体何件くらいあったのかどうかお聞きします。

○**建築住宅課長** 1点目につきましては、省エネ基準につきましては、建物の照明あるいは空調設備、換気設備、あと給湯設備、それから太陽光もあれば加算されるのですが、そういった設備の一次エネルギー消費量ということで、仕事量というか、ジュールという熱量でどのくらいかという基準が地区とか規模によって決まってきます。それを下回るような形に建てなさいというような基準になっています。それからもう1点の件数につきましては、過去、届け出で済んだものの中で該当するものは1件ございまして、今回、もし新しく造るとすると、規模的に審査の対象になるというものがあります。Fパワープロジェクトの木造の事務所が、過去にはその1件だけになると思います。

○**委員長** いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、ないとして質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 15 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 15 号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 16 号 塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第 16 号塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。この説明を求めます。

○下水道課長 それでは、議案第 16 号塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。議案関係資料 133 ページをお願いいたします。

提案理由ですが、農業集落排水事業のうち、岩垂処理区及び本洗馬処理区を公共下水道へ統合させることに伴い、関係する 3 件の条例について必要な改正をするものです。

概要ですが、1 点目としまして、塩尻市水道事業及び下水道事業の設置に関する条例において、下水道事業の経営の規模に係る規定を改めるものです。2 点目としましては、塩尻市農業集落排水事業分担金徴収条例及び塩尻市農業排水施設条例において、統合する農業集落排水事業に係る規定を削るものです。

134 ページの塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表を御覧ください。第 4 条第 3 項の各号におきまして経営の規模を定めており、第 2 条で農業集落排水事業の岩垂及び本洗馬処理区分の計画人口と計画 1 日最大汚水量を削減し、第 1 号で統合される側の公共下水道の計画人口と計画 1 日最大汚水量を変更するものです。公共下水道では、統合したにも関わらず数値が減っております。これは、農集統合計画に合わせ、公共下水道の全体計画の見直しを行いまして、将来の計画人口と汚水量が統合する分以上に減少するためであります。

続いて、135 ページの塩尻市農業集落排水事業分担金徴収条例新旧対照表を御覧ください。附則及び第 3 条関係別表において、下水道へ統合する岩垂、本洗馬処理区に関する内容を削除しております。

続いて、136 ページの塩尻市農業集落排水施設条例新旧対照表を御覧ください。第 2 条において、下水道へ統合する岩垂、本洗馬処理区に関する内容を削除しております。

なお、本条例につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。以上、私からの説明となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 まず、公共下水の受益者負担金から農集排の受益者分担金ですが、確認で、1 件当たりの算出方法はどうなっているかということと、それから、今回の改正で岩垂処理区と本洗馬処理区が公共下水でつながることによって受益者負担金が変わると思うのですが、どういう影響になってくるのかお聞かせください。

○下水道課長 負担金、分担金に関する御質問ですけれども、まず、農集排の岩垂、本洗馬地区におきましては、加入金としまして、岩垂地区につきましては 1 件当たり 50 万 9,000 円、本洗馬地区におきましては 51 万 1,000 円を、工事した汚水ますをつける時点で頂戴しております。改正後については、下水道、都市計画区域外に 1 平

米当たり 750 円の徴収をすることになります。既に、農集の岩垂、本洗馬地区におきましては、普及率 100% になっておりますので、既に下水の使われている汚水ますがついているお宅については影響ありません。手数料についても、公共農集で統一されています。ですので、今後、農集統合に伴って負担金のところで影響を受ける方と言いますと、本洗馬、岩垂地区におきまして、新たに家を建てて汚水ますが必要になった場合、今までの加入負担金 1 件当たり幾らという形から、1 平米宅地の面積、1 平米当たり 750 円という考え方に変わるものです。以上です。

○中村努委員 まだ新規に統合したところで、ますをつける予定はないと思うのですが、先ほどの 50 万 9,000 円とか 51 万 1,000 円、旧金額と比べて、仮に同規模の面積で公共の計算基準に当てはめると、おおむね安くなるのか、高くなるのか。その辺いかがですか。

○下水道課長 本洗馬の 51 万 1,000 円で計算しますと、750 円で割り返しますと、681 平米というのがボーダーラインになりまして、681 平米よりも広いお宅については、高度公共下水道方式の負担金で払ったほうが割高になりますし、それを下回る場合は公共のほうが負担金が安くなるというものになります。岩垂地区についても 2,000 円程度の差ですので、二、三平米のボーダーラインには変わることになりますが、そのようなことになっております。

○中村努委員 後で予算にも出てきますけれども、檜川の公共への負担金を計上されていますか。それは、従来の負担金と比べて変わらないのか、高くなったのか、安くなったのか。その辺いかがですか。

○下水道課長 檜川地区ですけれども、12 月議会のところで、檜川地区の檜川特環の負担金、負担金の算出方法につきましては、塩尻市の公共下水道と同じという考え方に變更しております。ちなみに、檜川地区ですけれども、一般住宅の場合、接続する際に 1 件当たり 20 万円の負担金、負担金を頂戴していますので、ボーダーラインは 266 平米になります。266 平米を下回れば、新しい公共方式がお安くなりますし、266 平米を上回る状態になりますと、新しい塩尻方式に合わせた負担金、負担金が割高になるという試算になっております。以上です。

○中村努委員 分かりました。これもそもそもの話になってしまうのですが、この公共下水と農集排の処理区の決め方、これはどういう基準で決めているのかということと、都市計画税との関係について教えてください。

○下水道課長 農業集落排水と事業に着手した当時の考え方ですけれども、公共下水道については、市街化区域とその周辺に隣接する住宅エリアを公共下水道、または特定環境保全公共下水道で整備するもの。その外側にある主に都市計画区域外にある農業集落については、農水省所管の農業集落排水で整備するということ済み分けが行われてきております。

都市計画税との関係につきましては、今、公共下水道エリアでは、市街化区域については 1 平米当たり 420 円、調整区域、塩尻都市計画区域外につきましては 1 平米当たり 750 円ということで、負担金、負担金を頂戴していますので、都市計画税相当分の差額については、負担金 420 円と 750 円の差額のところで調整されているという考えになっております。

○中村努委員 それでは、都市計画の区域できちんと線を引くということではなくて、下水道を接続するのに一番コストが安い処理区につないでいくと。それで、市街化区域と市街化調整区域は差をつけて、そこで都市計画税との不公平がないようにしているという理解でよろしいですか。

○下水道課長 国交省所管の下水道事業と農水省所管の農業集落排水事業に着手した時点では、地域の特性に分

け、下水道施設は都市計画法に基づき都市施設というように位置づけられていますので、あくまでも都市計画区域を中心としたところで、なるべく人口の密なところは都市施設として都市計画事業として整備していきましょうという考えです。その外側の都市計画区域外のところについては、人口密度は高くないのですけれども、農業用水路に生活雑排水が流されることによって、農業関係の施設の水質汚濁の防止という趣旨でも行われていますので、そのような形でのすみ分けで、効率性という点、やはり公共下水道は人口密度が高い分だけ効率が高いです。農業集落排水については、人口密度が低いものですから効率性はどうかという点、効率は高くはないのですけれども、農業に対する利点とかメリットという点も考慮して、農業集落排水というもので汚水処理というのが採択されているというように認識しております。

○水道事業部長 法律的な部分、設定時の考え方としては、今、下水道課長が申し上げたとおりでございます。もう何年かたって、これで今の市民の皆様にとって農業集落排水として処理場を持ってやるのがいいのか、公共に一本化させるのがいいのかという点、効率化という点で統合、効率的にやっていくという説明になると思っていますので、お願いします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 統合されて人数が減る計画処理、説明が先ほどよく聞こえなかったものですので、もう1回説明をお願いしたいのと、もう1つ、岩垂と本洗馬は人数的には何人かその中に入るのか、分かりましたらお願いします。

○下水道課長 134 ページのところの計画処理人口と1日最大汚水量の点ですけれども、まず、現行の公共下水道事業の計画処理人口は5万8,900人。こちらは、平成21年度に設定されたものです。農集統合に合わせて、公共下水道の計画処理人口の見直しを行いまして、3,780人減りました5万5,120人となりました。このところに、本洗馬と岩垂の見直し後の計画処理人口2,270人を加えて、5万7,390人としております。ですので、本洗馬、岩垂は、第2号の農業集落排水のところの計画処理人口は9,530人から6,570人で、2,960人減少しているのですけれども、2,960人をそのまま公共下水道に足し込むものではなく、こちらについても将来的な人口減少を見込みまして、2,270人というものを再設定しまして、その分について足し込んで、トータル計画後の下水道の人口は5万7,390人とさせていただいております。計画汚水量についても同様の考えで算定しております。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第16号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第16号塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 17 号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

○**委員長** 続いて、議案第 17 号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これの説明を求めます。

○**都市計画課長** 私からは、議案第 17 号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。議案関係資料 137 ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、都市公園法の公募設置管理者制度、いわゆる P a r k - P F I の手法を用いた便益施設の公募をする際に必要な改正をするものであります。

概要につきましては、民間事業者が公募対象施設を設置する際に、市の所有する土地の一部を民間に貸し出すこととなります。その際に、使用料の定めがなかったため、今回の改正で使用料を追加したものでございます。

138 ページ、新旧対照表を御覧ください。別表第 2 (1) 公園施設の設置に関する表を新たに追加しております。使用料につきましては、土地の固定資産税評価価格に 100 分の 6 を乗じて得た額としております。この表記は、塩尻市行政財産の目的外使用に関する条例と同様の表記としているところでございます。なお、小坂田公園再整備に係ります公募対象施設の公募につきましては、本年 5 月から公募を開始し、8 月中に選定審査を行いまして事業者を決定するスケジュールとなっております。それ以降につきましては、協定の締結後、工事に着手し、おおむね来年の春頃には民間の便益施設がオープンする予定で、現在準備を進めているところでございます。

次に、この条例の施行につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**古畑秀夫委員** 確認ですが、138 ページの下のレストラン棟というのは、将来的に何か管理棟にしていくというような予定をしているようですが、それは、またその時点で変更が出てくるということでもいいわけですか。

○**都市計画課長** 永田議員の一般質問でも御説明させていただきましたけれども、小坂田公園のレストラン棟につきましては、まだ 6 月末まで契約を 3 か月延ばす予定でおりますので、この状態で一応条例は残していくと。6 月以降に、ここの部分は改正で削除させていただく予定で今のところ考えております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**中村努委員** 今の関係で、6 月の時点で削除するということは、レストラン棟も目的外使用の使用料ということに含まれるという意味ですか。

○**都市計画課長** レストラン棟につきましては、現在、民間に使用していただいておりますので、この使用料に基づいて貸出しをしておりますけれども、再整備した後は、レストラン棟については民間施設を外してしまうということで、公の市の施設として利用をしていくという計画になっておりますので、あくまでも、現在、整備工事前まで利用できるのが 6 月末というように今回契約したいと考えておりますので、その時点までは、こういった形で特別許可行為に係る管理の使用料として定めておく必要があるということで考えております。

○**中村努委員** たしか、後利用は市の施設ということで、公園、特にランド使用者のクラブハウスのような使い方をするというので、山雅は山雅独自のクラブハウスのようなものをつくるという記憶だったと思うのですが、そういうことでよかったですか。

○都市計画課長 まさにそのとおりでございまして、一般市民の方、サッカー場を使う方はクラブハウスが必要だということで、市民の方はこのレストラン棟を改修しまして、会議室ですとか、シャワーが少し使えるような形で整備を今のところ計画しております。松本山雅については、独自で市から土地を貸すという形で、松本山雅独自の費用で建物を建てるという計画となっております。

○中村努委員 分かりました。あと、パーク何とかと言いましたか、民間にやってもらうものですが、あの場所とか、この間の一般質問でも出ていましたけれども、キッチンカーの場所とか、場所的なものはもう決まっているのですか。

○都市計画課長 一般会計の当初予算で説明したいと思っていた資料、図面がありますので、今、お配りさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 今すぐですか。

○都市計画課長 用意できていますので。場所等は図面を見たほうが多分分かりやすいと思います。よろしいですか。

○委員長 結構です。配付を許可します。

○都市計画課長 よろしいでしょうか。民間施設、Park-PFIで設置を予定している建物については、トイレ、プラス、休憩広場という赤書きの下の部分に売店と飲食店という形で記載をさせていただいておりますけれども、ちょうど、国道に面してすぐのところですが、この場所に、今のところ民間施設を予定しています。

キッチンカーにつきましては、今のレストラン棟のすぐ下にインターロッキングブロックになった広場になっているところがあると思うのですが、その部分に設置するような形で設計を進めています。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありましたら。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第17号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第17号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第18号 塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第18号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。この説明を求めます。

○建築住宅課長 それでは、議案第18号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてお願いします。議案関係資料の139ページを御覧ください。

1 提案理由であります、市営住宅法施行令の一部が改正されたことに伴い、必要な改正をするものです。

2 概要につきましては、入居者の選考に係る要件の規定を整理するものです。

具体的な内容につきましては、140 ページの新旧対照表をお願いします。改正する第8条は、入居申込者が募集戸数を超えた場合の選考方法等を規定したもので、第4項につきましては、住宅困窮者のうち、より困窮度が高い者の当選確率を高くさせる場合には、割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができるよう規定したものでございます。今回の所得税法の改正により、これまでの男性の寡夫や女性の特別寡婦を含め、未婚のひとり親などを新たにひとり親として規定がなされ、また、女性の寡婦に所得要件等の規定が新たに加わったことにより、公営住宅施行令も改正となり、新旧対照表の右側の現行の下線部、寡婦及び寡夫を左側の改正案のとおり、ひとり親として改正するものでございます。なお、現行の市営住宅の選考において、条例に基づき公開抽選によって入居者を決定しており、この第4項の規定に基づいて優先的に選考するという事は、現時点においては実施しておりませんので、今回の条例改正に伴い、運用上変わることはございません。

前に戻っていただいて、最後4の条例の施行等についてですが、令和3年4月1日から施行するものです。以上、説明となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第18号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第18号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第19号 塩尻市水道料金等審議会条例の一部を改正する条例

○委員長 次に議案第19号塩尻市水道料金等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、議案第19号塩尻市水道料金等審議会条例の一部を改正する条例を説明いたします。議案関係資料は141ページとなります。

まず、提案理由でございます。組織機構を再編することに伴いまして、必要な改正をするものです。

概要につきましては、審議会の庶務に係る規定から課の名称を削るものとなっております。

新旧対照表、次のページを御覧ください。条例第7条の庶務についてでございます。右側の現行ですが、第7条の審議会の庶務は水道事業部経営管理課において処理するということになっておりますが、左側の改正案、庶務につきましては水道事業部において処理するという事に改正するものでございます。

この条例につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。説明は以上です。御審議のほど、

よろしく申し上げます。

○委員長 これの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○古畑秀夫委員 審議会の庶務というと、水道何とか審議会ですか。どういうものか説明をお願いいたします。

○経営管理課長 水道料金等審議会につきましては、水道料金等の改正等に伴いまして、事業の運営に見合った適正な算定による適正な料金体系となっているかどうかの審議をしていただく会でございます。会の庶務につきましては、その際に必要な資料ですとか、会合の開催と進行等につきまして行うものとしております。

○古畑秀夫委員 これは、水道料金を値上げするとか下げるとか、そういうことだけで、毎年開いているものですか。

○経営管理課長 料金算定につきましては、現在、水道事業部におきましては、5年ごとに定期的に行っているものでございます。ただ、改正しない場合でも、事業の運営結果、決算状況ですが、これを市議会に報告いたしまして、料金の適正性について確認をしていただき、御意見等の徴収をしているところですので、毎年開催させていただいております。

○古畑秀夫委員 今頃聞いて申し訳ないのですが、メンバーは何人ぐらいでやっているわけですか。

○経営管理課長 現在、審議会のメンバーは12名となっております。内容を申し上げますと、使用者及び受益者また識見を有する方を任命させていただいております。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありましたら。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、ないようですので質疑を終了いたします。これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 引き続き、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第19号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第19号塩尻市水道料金等審議会条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第22号 訴えの提起について

○委員長 次に、議案第22号訴えの提起についてを議題といたします。これの説明を求めます。

○建設住宅課長 それでは、議案第22号の訴えの提起についてお願いいたします。議案関係資料の145ページを御覧ください。

1 提案理由につきましては、市営住宅の明渡し等の訴えを提起することについて、地方自治法第96第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

2 概要についてですが、(1)相手方につきましては、寺岡武士氏で、市営住宅の牧野団地に入居しているものでございます。(2)滞納家賃の額につきましては、70万7,400円で97か月分の家賃が滞納となっているものであり、一番古いものは平成22年10月分の家賃となっているものでございます。

訴えの要旨につきましては、相手方は市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再々にわたる催告にも関わらず、これを支払わなかったため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃等及び損害金の支払いを求めるものでございます。

寺岡氏につきましては、平成12年3月から牧野団地に入居しておりますが、平成27年1月末時点で滞納家賃総額が56万円余となったため、平成27年2月に分納の誓約書を提出することで入居継続を認めました。しかしながら、半年後よりまた滞納をするようになったため、寺岡氏と協議し、平成30年4月に再度の分納の誓約を提出することで継続入居を認めてきましたが、同年10月から一切の家賃が支払われていない状況となっているものでございます。このような状況において、市から令和2年10月に滞納家賃の支払いに関する最終納付催告及び明渡し請求予告の通知をし、滞納家賃の納付または納付計画等の提示を求めましたが、これに応じず、委託した弁護士を通じて、令和2年12月に令和3年1月25日までの市営住宅からの退去並びに滞納家賃の支払いの通告をいたしました。これにも応じなかったため、今回の訴えの提起に至ったものでございます。(4)訴訟遂行の方針につきましては、アとして、相手方が市営住宅を明け渡し、当該の請求に関する一切の債務を解消する旨の申し出をし、かつ、それらの履行を見込まれる場合は和解するものでございます。また、イとして、判決の結果、必要がある場合は上訴するものでございます。議決いただいた折には、長野中央裁判所へ提訴し、まずは市営住宅から退去いただいて、ほかの市民に、市営住宅への入居を必要とされている方へ部屋を提供できるようにしていくと共に、滞納家賃等については、ほかの入居者と公平性を保たれるよう、また可能な限り入居者の義務を果たしていただくように務めてまいりたいと考えてございます。私からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 これの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 この訴えの提起に至る前の段階として、財産の差押えから執行停止という手続があるかと思うのですが、その辺の経過はいかがですか。

○建築住宅課長 こちらの家賃収入については私債権でして、強制執行権がないために判決を受けないと強制執行といったことができませんので、そういった手続は今の時点での予定はございません。

○中村努委員 そうすると、この市営住宅の家賃というのは、差押えもできなければ執行停止もできないということで、払わなければどんどん膨らむ一方という、そういうことなのですか。

○建築住宅課長 現時点では、税とか公債権の土地があって、それを活用できないのですが、判決で債権があるということであれば、裁判所へ委託して、差押えという手続ができるという流れになりますので、その前は裁判という判決をいただかないことには、手続ができないという状況であります。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 これは、回収見込みというのはどうなのですか。裁判を起こすのはやむを得ないとして、前回もかなり大きな金額であったと思うのですが、前回の部分はどうなっているのかも含めて、お聞きしたいと思います。

○建築住宅課長 昨年9月、議決をいただいて、訴えを提起して、1件につきましては判決をいただいておりまして、それについては全面的に市の訴えが認められたということで、現在弁護士を通じて交渉する段取りをして

いるところでございます。もう1件につきましては、今月判決が出る段階でございます。回収の見込みについては、正直な話、全部が回収できるというのはなかなか難しいのではないかと感じておりますが、全く請求しないというわけにはいかないもので、できるだけ返していただけるような形で話を進めていきたいというように考えております。

○委員長 古畑委員、よろしいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第22号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第22号訴えの提起については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第24号 市道路線の認定について

○委員長 続いて、議案第24号市道路線の認定についてを議題といたします。この説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料の148ページをお願いいたします。議案第24号市道路線の認定について御説明を申し上げます。

提案理由ですが、市道の認定について道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、地区要望に伴って生活道路整備事業で整備をしております1路線を認定するものでございます。場所等につきましては、右の149ページをお願いします。路線番号は3582、路線名といたしましては志学館高校東線でございます。志学館高校の畑の東側となります。延長につきましては約218メートル、幅員は5メートルでございます。道路の構造物等は、道路の志学館高校側に自由勾配側溝が設置され、一部道路排水として浸透ますの設置をしております。そのほかに生活道路、また通学路ともなりますので、グリーンベルトの表示、あと通行車両の速度を抑制するかまぼこ状のハンプと言いますが、そのかまぼこ状の段差を3か所設置する予定となっております。今回、参考といたしまして、認定する路線は1路線増加して2,536路線となります。あと、総延長距離は218メートル増の89万6,042メートルとなるものです。説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長 それでは、議案第24号の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

私から1点、よろしいですか。218メートル、幅員5メートルということで、大きな道のような気がします。今まで、これが市道認定になっていなかったのは、経過や理由がありますでしょうか。

○建設課長 今回、新規路線として生活道路事業で整備を今進めております。そういうことでお願いします。

○委員長 分かりました。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 24 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第 24 号市道路線の認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで、10 分間の休憩を取りたいと思います。11 時 10 分から再開いたします。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案第 25 号 令和 3 年度塩尻市一般会計予算中 歳出 4 款衛生費中 1 項保健衛生費 6 目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び 2 項清掃費 1 目し尿処理費、5 款労働費（1 項労働諸費 2 目ふれあいプラザ運営費を除く）、6 款農林水産業費、7 款商工費、8 款土木費、11 款災害復旧費

○委員長 それでは、議案第 25 号令和 3 年度塩尻市一般会計予算についてを議題といたします。項目が多くありますので、区切って行わせていただきます。初めに、歳出 4 款衛生費中 1 項保健衛生費 6 目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び 2 項清掃費 1 目し尿処理費の説明を求めます。説明者は議事の進行に合わせて、適宜入替えを行っていただくようお願いいたします。それでは説明をお願いいたします。

○下水道課長 それでは、予算書 194、195 ページをお願いいたします。4 款衛生費 1 項保健衛生費 6 目環境保全費のうち、下から 2 つ目の白丸、合併処理浄化槽設置事業 419 万 7,000 円のうち、主なものにつきまして、上から 2 つ目の黒ポツ、合併処理浄化槽設置事業補助金 414 万円でございますが、この補助金につきましては、下水道、農業集落排水事業計画区域外、いわゆる集合処理区域外のエリアにおきまして、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、衛生的で快適な生活環境を確保するため、合併処理浄化槽設置者に対し補助を行うものです。令和 3 年度におきましては、5 人槽 6 基を見込んでおります。

続きまして、198、199 ページの 4 款衛生費 2 項清掃費 1 目し尿処理費をお願いいたします。199 ページ中ほどの白丸、し尿処理施設管理費でございます。この予算につきましては、し尿、浄化槽汚泥、農集排汚泥、檜川地区の特管汚泥を衛生センターで受入れ前処理、希釈を行った後、公共下水道へ流下させるための費用となっております。予算額 8,988 万 7,000 円のうち、主なものについて申し上げます。上から 2 つ目の黒ポツ、消耗品費 379 万 3,000 円ですが、活性炭、ポリ硫酸第二鉄等の薬品の購入費用でございます。それから 5 つ下の黒ポツ、営繕修繕料 482 万 8,000 円ですが、破碎機、ドラムスクリーン、圧縮機等の修繕を行うものです。下から 6 つ目の黒ポツ、機械設備点検業務委託料 684 万 7,000 円ですが、し渣袋詰め装置、希釈水ポンプ等の点検を行うものです。下から 3 つ目の黒ポツ、衛生センター運転管理業務委託料 1,130 万 8,000 円ですが、衛生センターの機器の運転

施設の管理を委託するための費用です。200、201 ページをお願いいたします。上から3つ目の黒ポツ、設備改修工事4,910万円ですが、昭和60年に運転を開始して以来、30年以上稼働をしまいいりましたトラックスケール、自動扉制御システム、し尿配管等の更新を行うものです。私からは以上です。

○委員長 それでは、4款の部分について質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 199ページのし尿処理の関係ですが、ほかの下水道の処理場から出た汚泥を希釈して浄化センターに流すということですが、これは先ほどの農集排と一緒にした関係で、そういった汚泥をこの衛生センターで処理する量というのは減っているということでしょうか。

○下水道課長 衛生センターにおきましては、中村委員がおっしゃいましたとおり、農集排の汚泥、もともとの目的でありましたし尿、あと合併処理浄化槽、あと檜川特環の汚泥が入っているのですけれども、この管に本洗馬と岩垂の農集排が公共下水道に統合されますので、その分の汚泥の分につきましては、今年度に比べて、来年度の受入れ量は10%ほど減少する見込みとなっております。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。それでは、歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち、合併処理浄化槽設置事業及び第2項清掃費1目し尿処理費までは以上で終了といたします。

次に、5款労働費1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費は除く部分でございますが、これの説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、予算書の204、205ページをお開きください。5款労働費1項労働諸費1目労政費の主な事業について説明いたします。

最初に歳出の人件費の説明につきましては、各課共通で当該科目ごと説明欄に、一般職の正規職員につきましては職員給与費として、旧嘱託員、旧臨時職員につきましては会計年度任用職員報酬として、それぞれ計上してございますので、原則として各課からの説明は省略をいたします。

それでは、説明欄の上から3つ目の白丸、労働者福祉対策事業は予算額4,785万円です。1つ目の黒ポツ、中小企業退職金共済掛金補助金360万円につきましては、中小企業退職金共済等の掛金を支払った事業主に対して、130事業所600人分の掛金の一部を補助するものです。その下の黒ポツ、勤労者福祉サービスセンター運営補助金800万円は、個人事業主を含めた中小企業勤労者の福利厚生を図る塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターへの運営補助金で、朝日村、山形村からの負担金235万7,000円を合わせて補助するものです。1つ下の黒ポツ、塩尻地区労働者福祉協議会補助金125万円は、労働者団体で構成する塩尻地区労働者福祉協議会への事業費補助で、労福協フェスティバルや福祉施設奉仕などの勤労者福祉活動に取り組む事業へ補助するものでございます。その下の黒ポツ、勤労者福祉資金融資預託金3,500万円は、勤労者等を対象といたしました限度額300万円、返済期間10年以内、資金使途に応じた低利な貸付利息とするための原資を金融機関に預託するものでございます。

次の白丸、雇用対策事業は予算額311万8,000円でございます。一番下の黒ポツ、就労定着支援事業負担金80万円は、新規就職者及び内定者向けの研修会や高校の教職員を対象とした企業視察会などを実施する事業に対して補助するものでございます。

その下の白丸、技能者褒章事業は予算額23万8,000円でございます。これは、市技能者褒賞要綱による技能功労者、優秀技能者への記念品代などの諸経費となっております。

次の白丸、U I J ターン促進事業は予算額136万円でございます。1つ目の黒ポツ、I T 事業者居住費補助金

36万円は、IT事業者の本市への本格的な移住、事業開始及び拠点設置に向けて試行的に移住、創業を行う者に対して補助金を交付するものでありまして、令和2年度は、2事業者が本市におきましてお試し移住を実施しております。次の黒ポツ、移住就業・起業支援補助金100万円は、東京一極集中の是正を目指す国のわくわく地方生活実現政策パッケージや県独自制度を活用したUIJターンを促進するため、大都市圏、東京圏及び愛知、大阪府から、市内の中小企業に就職または起業する転入世帯に対し、上限100万円の支援金を交付するもので、令和2年度につきましては実績1件、県内では8件が実績となっております。

次の206、207ページをお開きください。最初の白丸、高齢者雇用対策事業は予算額1,368万2,000円でございます。その下の黒ポツ、シルバー人材センター補助金1,365万4,000円はシルバー人材センターの運営に関わる補助金であり、このうち175万8,820円は朝日村が負担するものでございます。5款労働費の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長 ただいま説明を受けました5款労働費の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 205ページのUIJターン促進事業ですが、IT事業者居住用補助金、令和2年度が2つの事業所ということですが、令和3年度の36万円は何者か。

○産業政策課長 令和3年度につきましては、3事業者を想定しています。

○中村努委員 補助する期間というのは、1人当たりどのぐらいですか。

○産業政策課長 補助する期間につきましては、県で審査等を行います募集が4月以降にありまして、例年8月頃に採択をされるということになりまして、家賃の支援6か月分を見えています。想定では9月から2月の6か月を予定しまして、年額12万円を上限ということで算出をさせていただいております。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 続いて、その下の移住就業・起業支援補助金。100万円が上限ということで、令和2年度の実績も1件で、多分、令和3年度も100万円ということは1件ということで、移住定住を含めての話になろうかと思えます。長野県は非常に人気が高いと思うのですが、非常に少ないような気がするのですが、そういうニーズはないのですか。

○産業政策課長 こちらも県で実施しております事業と合わせて行っております。本年度の実績で言いますと、県内全体で事前相談が15件、そのうち実際に登録になったのが5件、県への負担部分につきましては、事前相談が10件で、決定が3件ということで、県内においても8人という形になっております。採用につきましては、東京圏、愛知県、または大阪府の移住ということで、県が運営しております求人マッチングサイトに登録している企業がございまして、そちらへ就職等をした場合という形になってございまして、現在、塩尻市内、こちらのマッチングサイトに登録してある業者が6者いますので、その中で就職をされるという方が条件になってくるということでもあります。

○中村努委員 長野県としても、感覚としたら非常に少ないなという気がして、それは宣伝が下手なのか、何か条件が厳しいのかと思えますし、こういった事業を県と協力してということではなくて、単独の事業というのは何か考えはあるのですか。

○産業政策課長 確かに、このような就業支援は非常に大切かと思っております。また、今現在、別のメニューと

いうものは想定していませんが、例えば、後の商工費で出してもらいますが、サテライトオフィスの設置ですとか、そういったもので、個人というよりも企業自体も合わせて誘致していきたいと、このような取組で、今現在動いているという状況でございます。

○中村努委員 分かりました。小さい規模の企業の誘致、サテライトオフィス等も大事ですし、当然それに合わせた従業員の住居の確保というのも大事なので、ぜひ積極的な取組をお願いします。

○委員長 ほかにありますか。

○議長 先日、テレビを見ていましたら、移住定住の希望先が3年ぐらい長野県が1位で、その前も山梨と長野と1位を競っていたみたいなのがあったのですが、今回、3位ぐらいになってしまって、静岡が1位、山梨が2位だったと思うのですけれども、それで、やはりこういうときなので、静岡と山梨はかなり積極的にPRをしたり、あるいはオンラインの相談だとか、新しい手法も使って、随分頑張ったということを報道していました。ですので、今、中村委員から宣伝が下手ですかという言葉もありましたけれども、新しい手法も使いながら、PRをしっかりしていくことが大切だというように感じていますので、県の関係もあると思いますけれども、そういう提案もしていただけたらと思います。もし答弁があれば。

○産業政策課長 おっしゃるとおりであると思っております。県ともまた連携しまして、内容がもし変えられるようであれば、例えば、もう少し使いやすいような要項等に定めてまいればと、そのように考えております。

○委員長 ほかにありますか。

私から1件、よろしいですか。雇用対策事業の80万円、就労定着支援事業負担金の今年度の実績あるいは効果、どのようになっていますでしょうか。

○産業政策課長 就労定着支援事業負担金につきましては、本年度まで塩尻地区労務対策協議会という形で運営をさせていただいておりましたが、この協議会自体が会員以外の事業者の対応が多くなってきているという状況の中から、新年度につきましては、商工会議所で直接事業を行っていくということになっております。通常ですと、新規就職者の研修ですとか各セミナー等を行っているのですけれども、今年度につきましては、コロナの関係で人が集まるといことができませんでした。現在までの活動につきましては、塩尻市内でハローワーク主催で求人説明会を3回させていただいておりますが、このような活動のみということになっております。

○委員長 そうすると、今度、商工会議所がこの事業を引き継いでやっていくと。それで、職安所も今までもこういった活動支援ということはやっていましたが、それとも関係があるのですか。

○産業政策課長 今までもやっておりましたが、実際、この労務対策協議会の事務局として、商工会議所がやっていたという経過も大分多い事業になっています。どうしても全面的に出てくるのが商工会議所になってまいりますので、そのまま商工会議所が引き継いでいくという形になろうかと思っております。

○委員長 事業としては、十分に事業効果が今後も見込めるという判断でよろしいでしょうか。

○産業政策課長 今までも十分やってきていただいておりますし、ノウハウもありますので、事業効果は今までと変わらずあろうかと考えております。

○委員長 ありがとうございます。ほかにありましたら。

○牧野直樹委員 労働者福祉対策事業の2番目、サービスセンター運営補助金800万円。補助金を出すからには、今年、このサービスセンターでやる事業だとか内訳を教えてください。

○産業政策課長 サービスセンターで行っている事業につきましては、福祉サービスと言いますか、労働組合を持たない個人事業主ですとか、そういった小規模の事業者が多くあります。例えば、各イベントの割引券の発行、会員向けには人間ドックの受診料の補助、インフルエンザの予防接種の補助等をしていると。あと、福利厚生につきましましては、バスを借り切って遠出を。例えば、ディズニーランド等、そういった催しも行っているということです。そのような福祉活動も、今年度はなかなかできなかったところがありますが、新年度も同じような事業内容において実施していくと、このような形で計画しております。

○牧野直樹委員 大型バスを借りて、日帰りで行っているような事業があったり、今言うように人間ドックの補助もあったりする。先ほど、山形、朝日から負担金ももらっているということで、事務局はどこにあるのですか。

○産業政策課長 今、事務局は総合文化センターの2階にございます。

○牧野直樹委員 スタッフはどういう状況になっているのか。

○産業政策課長 事務局には3人、常駐でいます。

○牧野直樹委員 そのぐらいの事業なのに3人もいるのか。

○産業政策課長 ただ、今、聞いている中では、そのうちの1名については退職という話を、この4月でという話は聞いていますが、あとで補充するかどうかというのは聞いてございません。ただ、活動の範囲も、塩尻、山形、朝日と3地区にまたがっており、広範囲になっています。会員数も、今現在737事業所を対象としてございますので、そのぐらいが妥当か分かりませんが、3人は必要ということで雇用しております。

○牧野直樹委員 737事業所からも応分な負担金はもらっているわけですか。

○産業政策課長 はい。

○牧野直樹委員 そうすると、サービスセンターの1年間の全体の運営費というか事業費というか、そういうのは幾らか。

○産業政策課長 係長から説明をさせていただきます。

○産業振興係長 サービスセンターの来年度の支出の予定でございますけれども、3,400万円余となっております。

○牧野直樹委員 内容がよく分からないので、3,400万円の事業計画なり何とかというものを、資料は何かありますか。

○古畑秀夫委員 出している。

○議長 議会に冊子で。

○牧野直樹委員 出ているのか。

○古畑秀夫委員 いわゆる塩尻と筑南のもの。宮本京子さんがやっているもの。

○牧野直樹委員 互助会か。3,400万円か。いつも出ていましたか、会計報告は。

○古畑秀夫委員 あれは50%以上だから、出しているはず。

○牧野直樹委員 出しているのか。

〔「報告している」の声あり〕

○牧野直樹委員 それは、失礼しました。

○委員長 よろしいですか。

○**牧野直樹委員** いや、何かすっきりしない。人件費は幾らですか。事務局長と、ほか2名。

○**委員長** 今、出ますか。

○**産業政策課長** 係長から説明させていただきます。

○**産業振興係長** 来年度の予定、予算案として聞いていますけれども、490万円余が人件費の支出と聞いております。

○**牧野直樹委員** 3人で。結構です。

○**委員長** よろしいですか。

○**牧野直樹委員** 議会で出てきたのを見ます。

○**委員長** ほかにありましたら。

○**中村努委員** 今、説明を聞いて、人間ドックの補助金も出ているということですが、この勤労者福祉サービスセンターに加入している方も何かしらの健康保険に入っていて、それから人間ドックの補助も出るわけですか。その上乗せ補助ということですか。

○**産業政策課長** 人間ドックの検診につきましては、本人からの手持ちで領収書1万円以上のものに限りませんが、そういったものに対して1人当たり3,000円を補助するということとなっています。

○**中村努委員** そうすると、健康保険組合とこのセンターからと、両方補助が受けられるということですか。

○**産業政策課長** そういった保険に入っていられる方であれば、上乗せいただけるという形になります。

○**中村努委員** こういう補助金をそういった団体に補助して、そういうところからさらに補助がもらえるということは、私は二重請求のように見えるのです。自分たちだけの負担金だけでやっている分で、その中から補助するというのは分かるのですが、この公金が入っている団体から、そういう補助金が出るというのはいかがなものかと私は思います。検証してみたいと思いますが、何か答弁があれば。

○**産業政策課長** 今の御意見も真摯に受け止める中で、一度、事務局、あと役員等とも話をしてみたいと思っております。

○**委員長** よろしいですか。

○**中村努委員** はい。

○**委員長** ほかに。

私から、もう1点。さっきの労働者福祉対策事業の労働者福祉資金融資預託金3,500万円を取っておりますが、これの融資枠というのはどのぐらいになって、今年どのぐらい使われていますでしょうか。

○**産業政策課長** 3,500万円の預託に対しまして、預託倍率は1.5倍になりますので、約5,250万円になります。今までの残債、今年度につきましては5件709万円の借入れがございました。また、今年度末の残債が34件、約2,800万円余となっています。

○**委員長** 分かりました。ほかにありませんか。

それでは、5款労働費1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費は除く部分については、質疑は以上で終了いたします。

若干時間があるので、次の担当者がみえていましたら説明までと思います。6款農林水産業費はいかがですか。

○**農業委員会事務局長** それでは、させていただいてよろしいですか。

○**委員長** よろしいですか。引き続き、農林水産業費の説明を求めます。

○**農業委員会事務局長** それでは、予算書の 208、209 ページをお願いいたします。併せまして、予算説明資料 33 ページを御覧いただきたいと思います。6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費から御説明いたします。予算額につきましては、5,093 万 1,000 円でございます。

予算書 209 ページ、説明欄の 2 番目の白丸、農業委員等活動費 2,189 万 7,000 円でございますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に伴う経費でございまして、主なものでは、1 番目のポツ、農業委員等報酬 31 人分 2,012 万円でございます。

次に、3 番目の白丸、農業者年金事務諸経費 35 万 5,000 円でございますが、この経費は農業者年金の受託事務で年金裁定請求等の事務処理に係る経費でございます。

次に、4 番目の白丸、農業委員会事務局諸経費 274 万 7,000 円でございますが、この経費は農業委員会事務局の諸経費でございます。主なものでは、下から 4 番目のポツになります農地地図情報検索システム業務委託料 190 万 3,000 円でございますが、こちらは農地基本台帳の農地所有者の住民記録や農地の地番、面積などの情報、それから地図データの更新を委託するものでございます。また、下から 3 番目のポツ、電算機器使用料 16 万 1,000 円ですが、令和 2 年度に導入いたしましたタブレット端末の使用料でございます。農地基本台帳のデータをインストールいたしまして、現地調査等で使用するためのものです。私からは以上でございます。

○**農政課長** 続きまして、2 目の農業総務費からお願いいたします。次の 210、211 ページになります。農業費は項目が多いので、主だったものの説明とさせていただきます。また、途中で有害鳥獣、農地流動化事業につきましては、森林課、農業委員会の説明となりますので、よろしくをお願いいたします。

上から 2 つ目の白丸、農業総務事務費 162 万 3,000 円でございます。説明欄の一番上の黒ポツになります農業振興協議会委員報酬 14 万 8,000 円につきましては、市の農業振興協議会委員 11 人分の報酬でございます。令和 3 年度は、年 4 回の協議会の開催を予定しています。下から 5 つ目の黒ポツになります登記書類作成委託料 50 万円につきましては、国土調査の誤り訂正に係る登記委託料でございます。

続きまして、3 目農業振興費です。最初の白丸、園芸産地基盤強化等促進事業 1,624 万 5,000 円でございます。一番上の黒ポツ、会計年度任用職員報酬から、その下、手当、社会保険料、費用弁償までの 4 つの計 303 万 3,000 円は、産地保全支援員 1 名分の報酬等で、農地集積、集約支援と、新規就農者への支援を行うものでございます。次の黒ポツ、野菜価格安定事業補助金 900 万円でございます。野菜生産出荷安定法に基づき、野菜価格の下落時に生産者への補給金として交付される、野菜価格安定制度の基金造成に係る農家負担軽減のための低額補助でございます。1 つ飛ばしまして、農地地力向上対策事業補助金 168 万 2,000 円でございます。農地地力向上のための、化学肥料に頼らない土壌づくりを行うための補助金でございます。レタス根腐れ病の総合対策や風食防止のために燕麦等緑肥種子購入に対して補助を行うものでございます。次の黒ポツ、防薬ネット設置事業補助金 50 万円でございます。農薬の飛散防止、ドリフト対策のためのネットの設置に 2 分の 1 を補助するものでございます。次の黒ポツ、環境保全型農業直接支援事業補助金 183 万円でございます。環境保全型農業、減農薬、減化学肥料に取り組む販売農家に、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市 4 分の 1 ずつを負担し、助成する国の事業、環境保全型農業直接支援事業の補助金でございます。

次の 212、213 ページをお願いいたします。一番上の白丸、畜産振興事業 182 万 9,000 円でございます。高ポツ

ち牧場の維持管理が主なものでございます。一番下の黒ポツ、家畜損害防止対策事業推進協議会負担金 90 万 4,000 円でございます。長野県農業共済組合に加入する農家の診療、飼養指導や損害防止措置等を行う家畜診療所等、家畜伝染病及び疾病予防事業を行います家畜損害防止対策協議会への市の負担金でございます。

次の有害鳥獣のほうは、森林課長より説明いたします。

○**森林課長** 次の白丸、有害鳥獣駆除対策事業 1,433 万 3,000 円でございます。2つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬 116 万 1,000 円は、カラスおり管理人の人件費であります。次に、下から5つ目の黒ポツになります。有害鳥獣駆除対策協議会負担金 910 万 4,000 円であります。これは、野生鳥獣の駆除活動を実施しております協議会への負担金でありまして、その負担金の内容につきましては、小型獣から大型獣の駆除費が主なものとなっております。私からは以上です。

○**農政課長** 続きまして、次の白丸、農業振興資金等利子補給事業でございます。477 万 3,000 円でございます。一番上の黒ポツ、農業振興資金利子補給金 434 万 5,000 円でございます。市の農業振興資金融資あっせん規則に基づくもので、JAの組合員を対象に、農業施設の改良等の資金に対して利子補給を行うものでございます。次の黒ポツ、農業経営基盤強化資金利子助成事業 42 万 8,000 円でございます。農地取得を含む施設整備、長期運転資金融資及び借入資金の借款に伴う利子の助成でございます。

次の白丸、ぶどうの郷づくり等推進事業 2,427 万 8,000 円でございます。果樹の総合産地の維持発展を図るものでございます。果樹園整備促進事業と果樹共済加入推進事業の補助事業を実施するものでございます。次の黒ポツ、果樹園整備促進事業補助金 1,866 万 3,000 円。果樹産地としての生産振興を図るための果樹園整備、優良苗木導入、また、ぶどう雨よけ施設の3つの事業に対し、補助するものでございます。次の黒ポツ、果樹共済等加入推進事業補助金 561 万 5,000 円でございます。果樹農家のための自然災害等のセーフティーネットであります果樹共済と、令和2年度からは農業経営収入保険についても、掛け捨て部分の加入金の2分の1以内を補助するものでございます。

次の白丸、中山間地域等直接支払事業 2,964 万 5,000 円でございます。耕作条件の悪い急傾斜地において、地域ぐるみで農地の保全を行う活動をする集落に対する、国の直接支払交付金の制度でございます。次の214、215ページをお願いいたします。上から6つ目の黒ポツになります。中山間地域等直接支払交付金 2,913 万 6,000 円でございます。中山間地域においての耕作放棄地の防止、また、水路、道路の管理、木の保全活動などの生産活動などに対して、協定に基づく活動内容に応じて、集落単位に交付する国の交付金事業であります。国、県、市が、それぞれ3分の1ずつ負担するものでございます。現在20集落、約155ヘクタールとなっております。

次の白丸、農作物自給率向上事業 824 万 7,000 円でございます。農家の経営安定と農作物の安定供給によって自給率向上を目指し、米の需給調整や経営所得安定対策を実施し、併せて遊休荒廃農地の拡大防止と耕作放棄地解消、農地活用を図る事業でございます。下から3つ目の黒ポツ、農地再生支援補助金 52 万 5,000 円でございます。荒廃農地の再生、石礫地へのストーンクラッシャーの導入などの経費に対する補助でございます。次の黒ポツ、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 507 万 9,000 円でございます。米の需給調整に係る推進活動費、営農計画確認作業経費として、国から市を経由して、市の農業再生協議会へ支出されるものでございます。次の黒ポツ、畑作物作付補助金 162 万 1,000 円でございます。平成27年度に、国の制度改正によりまして支給対象が認定農業者になったことに限定されたために、そこに入っていない中小規模の農家への本市独自の支援策として、

国補助額の9割相当額を、麦、大豆、そば、菜種の収量に応じて補助するものでございます。

次の白丸、農業経営体育成支援事業2,893万4,000円でございます。持続性のある力強い農業を構築するため、人・農地プランを基に、新規の就農者の支援や、地域の中心経営体となる農業者の農地の集積を行ったりする事業でございます。また、柿沢にある加工所等の施設維持の管理費でございます。下から6つ目、農業者育成研修補助金20万円がございませけれども、志学館の高校生のワイン研修に係る経費に対する準備費用です。次の黒ポツ、新規就農者機械導入事業補助金451万5,000円でございます。新規就農者が経営に必要な機械器具等の購入に要する経費を補助するものでございます。次の新規就農者就農支援負担金60万円でございます。市の農業再生協議会事業。定年帰農者を含む、おおむね60歳までの就農希望者または新規就農者の生活費として助成するものでございます。次の黒ポツ、農業次世代人材投資事業補助金1,560万円でございます。平成29年度から青年就農給付金の名称を農業次世代人材投資資金に改めたもので、国の10分の10の補助でございます。1つ飛ばしまして、農業用機械導入補助金400万円でございます。人・農地プランに位置づけられた地域農業を担う農業者や集落営農を担っている団体への機械導入に対して支援するものでございます。

次の白丸、農業再生推進事業243万1,000円でございます。農家の高齢化や優良栽培技術の継承、また地球温暖化に伴う気象変動、国内外の産地間競争への対応といった、農業の諸問題の解決を図るための関連事業費でございます。次の216、217ページをお願いします。217ページ1つ目の黒ポツ、ワイン銘醸地振興事業委託料191万円でございます。次世代のワイン産業を支える人材確保・育成を図るため、塩尻ワイン大学の企画運営の助言や、また栽培、醸造に関する講座の講師など、塩尻ワイン大学への業務を委託するものでございます。2つ飛ばしまして、農業再生ネットワーク会議負担金20万円。塩尻ワイン大学の運営費として、塩尻市農業再生ネットワーク会議への負担金として計上するものでございます。

217ページの白丸、農業公社運営事業。農業公社運営補助金2,000万円でございます。平成22年10月設立の一般社団法人農業公社への運営補助金でございます。

次の白丸、農産物流通促進事業107万1,000円でございます。市民に、農業に親しむための場として、市民農園の維持・管理、また地域の農業、農村の持続的発展を目指し、少量多品目栽培の農家を中心とする流通網を構築支援すると共に、各種農業団体の運営を支援するものでございます。2つ目の黒ポツの地産地消支援補助金30万円でございます。地元の直売所に支援することで、地産地消を推進し、食の安全安心の確保と地域農業の持続的発展を図ることを目的に、地元農産物の独自流通網を構築するほか、少量多品目生産を奨励し、中小規模農家の営農継続と所得確保を図るものでございます。次の黒ポツ、農業振興団体育成補助金47万円でございます。農業学習塾等、市内の農業者団体ごとの活動事業に対して支援するものでございます。

次の白丸、都市農村交流事業10万円でございます。都市と農山村の住民同士が農業を通じて心が通う環境を構築するためのモデル事業としてなり得る取組に対して支援を行うものでございます。

続きまして、4目農村総合整備費。白丸、農業集落排水事業会計繰出金1億9,824万1,000円でございます。農業集落排水事業の経営安定を図るために、一般会計から農業集落排水事業会計に繰り出すものでございます。

続いて、農地流動化促進事業につきましては、農業委員会事務局長より説明申し上げます。

○**農業委員会事務局長** では、5目農地流動化促進活動事業費について御説明いたします。予算額につきましては1,304万3,000円でございます。主なものでは、一番下のポツ、中核農家等育成規模拡大事業奨励金1,200万

円ですが、この事業は、農家の高齢化が進む中、遊休農地の発生防止を図りながら、担い手農家を育成するため、農地の借り手農家に対しまして奨励金を交付し、農地の流動化を進め、農業経営の安定を図るものでございます。昨年度の1,500万円から300万円の減となっておりますが、これは、旧要綱では契約年数によりまして奨励金を3分割で交付しておりましたが、その2回目の交付が令和2年度で終了するために、減額となっております。私からは以上でございます。

○農政課長 続きまして、次の218、219ページをお願いいたします。6目農地費をお願いいたします。2つ目の白丸、土地改良事業1億6,962万2,000円でございます。土地改良事業の諸経費及び負担金や補助金、また農業施設等の整備に係るものでございます。上から13番目、中ほどにあります設計委託料1,100万円につきましては、地区要望に基づいて行う水路等農業施設の改修工事に係る実施設計の委託料、また、原新田地区の太田井堰に係る調査設計費となっております。水路改修等の実施設計で、田川、平出、勝弦、3地区の実施設計として300万円、太田井堰のバイパスの調査設計費として800万円予定しております。その6つ下の黒ポツ、農業農村基盤整備工事2,300万円でございます。地区要望に基づきまして農業施設整備工事を行い、生産基盤の安定を図るものでございます。令和3年度は、試算のほうでは10か所程度、800万円を予定しています。また、補助事業によって、先ほど実施設計で言いました3路線、田川、平出、勝弦のほうの水路更新等を1,500万円を予定しています。さらに5つ下の黒ポツ、多面的機能支払交付金事業補助金9,290万8,000円でございます。農業農村の有する多面的機能の維持・発展を図るための地域の共同活動に支援するもので、日本型直接支払制度の法制化に伴いまして、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合となっており、市から各団体に交付するものでございます。現在8団体で、約1,678ヘクタールの対象面積でございます。その2つ下の黒ポツ、土地改良事業地元負担金等軽減補助金3,636万2,000円でございます。土地改良事業の地元負担軽減のために、平成3年から平成25年分までの32件の農林漁業資金未償還に伴う助成を行うものでございます。

次の白丸、減濁水対策施設維持管理事業2,162万6,000円でございます。JR塩嶺トンネル、中央道塩尻トンネルの減濁水対策施設の維持管理費でございます。送水機場が2か所、揚水機場が4か所、中継機場が2か所、ため池が16か所、計24か所の維持管理経費となっております。2つ目の黒ポツ、電力使用料1,080万円でございます。北小野と東山にあります送水機場2か所、揚水機場4か所、中継機場2か所、計8か所の電力使用料でございます。その下の営繕修繕料300万円。経年劣化の著しい受電施設の修繕と送水管路の補修等を予定しています。施設の老朽化が進んでいるため、程度の悪いものから順次対応していく予定でございます。次の220、221ページをお願いいたします。1つ目の黒ポツになります。送水管理委託料361万5,000円でございます。ポンプ場8か所の運転及び点検、機場敷地内の草刈り等を委託するものでございます。その2つ下の黒ポツ、水利調整委託料334万6,000円でございます。北小野地区の各水利組合及び塩尻東土地改良区へのため池等の水利調整や管理を委託するものでございます。

次の白丸、ため池耐震化事業3,303万円でございます。1つ目の黒ポツ、設計委託料310万円でございます。ため池廃止に伴う実施設計。現在のところ、宮ノ入上、チキリヤを予定しています。2つ目の黒ポツ、ため池整備工事2,740万円でございます。農業用のため池として利用されなくなったため池の廃止をする工事費となります。その下の黒ポツ、県営ため池耐震化事業負担金253万円でございます。小坂田池の今県営工事をやっております。本工事は今年度終わる予定でございますけれども、県のほうで負担行為でやっておりましたので、令和3

年度までの事業費となっており、3年分の市の負担金でございます。

次の白丸、国営県営農業農村基盤整備事業負担金事業4,758万4,000円でございます。1つ目の黒ポツ、国営造成施設管理体制整備促進事業負担金165万8,000円でございます。国営造成施設を管理する土地改良区の管理体制を支援する事業になります。国営事業中信平二期により設置された施設の適正な維持管理、修繕等の補助に対する市の負担金でございます。2つ目の黒ポツ、県営農業農村整備事業負担金4,592万6,000円でございます。県営畑地帯総合整備事業、洗馬妙義地区の負担金で、令和3年度は3億5,000万円ほどの事業を要望しており、その市の負担分4,550万円でございます。あと、松本市の奈良井川土地改良区に行います今村堰の改修工事における2,800万円の事業費の塩尻市の負担分42万6,000円でございます。

続いて、7目農村公園管理費をお願いします。白丸、農村公園管理諸経費338万1,000円でございます。市内5か所の農村公園維持管理経費でございます。4つ目の営繕修繕料51万円でございます。公園の柵などの安全施設の改修やトイレ水道管等の補修を予定しています。2つ下の農村公園管理委託料210万1,000円でございます。農村公園4か所、入田川農村公園、堂平農村公園、牧野農村公園、本山野営場の管理業務を地元の区へ委託するほか、日出塩桜の丘公園については、日常管理業務を塩尻地域シルバー人材センターへ委託するものでございます。また、高木剪定や除草剤散布につきましては、業者への委託を予定しております。

続きまして、8目土地改良施設維持管理適正化事業費をお願いいたします。1,694万6,000円でございます。国50%、県10%の補助金と5年間の積立金により、ポンプ施設等のオーバーホールや修理を行いまして、維持施設の機能保全と長寿命化を図る費用でございます。3つ目の設計委託料92万円と、その下のポンプ施設維持工事1,118万円でございますけれども、勝弦の揚水機場の制御盤施設の更新に伴う実施設計と工事を予定してございます。一番下の黒ポツ、維持管理適正化事業負担金482万8,000円につきましては、平成29年度から令和2年度までに事業加入をした5件分の積立拠出金となっております。私からは以上です。

○委員長 6款の途中でございますが、ちょうど昼食の時間になりましたので、後は午後に回したいと思います。休憩を挟んで、午後1時15分から再開したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

午後0時15分 休憩

午後1時11分 再開

○委員長 それでは、皆さん全員おそろいであります。午前中は、農業費まで御説明をいただきました。その続き6款2項の林業費、222ページ以降の説明から入りたいと思います。休憩を解いて再開をいたします。それでは、説明をお願いいたします。

○森林課長 それでは、予算書222、223ページをお願いいたします。併せまして、予算説明資料20ページをお願いいたします。

2項林業費1目林業総務費中、2つ目の白丸、林業被害対策事業3,501万円であります。1つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬313万円は、松くい虫被害木の監視員、被害木処理等に関わる職員の人件費であります。下から2つ目の黒ポツ、森林づくり推進支援金事業委託料3,000万円あります。この内訳を申し上げますと、従来から継続しております枯損木の伐倒燻蒸処理費が1,000万円、アカマツの樹種転換を図る緩衝帯整備事業委託料が2,000万円となっております。令和3年度につきましては、本年度実施しました塩尻インターチェンジ以南の比較

的被害発生件数が多い小坂田公園周辺におきまして実施する予定であります。

次の白丸、林業総務事務諸経費 85 万 3,000 円であります。一番下の黒ポツ、みどりの少年団育成・活動補助金 45 万円は、市内洗馬小、宗賀小、片丘小の 3 校の緑化活動を支援するものであります。

次の白丸、木質バイオマス地域循環システム形成事業 148 万 5,000 円であります。予算書 224、225 ページをお願いいたします。2 つ目の黒ポツ、放射能測定器保守点検等委託料 26 万 4,000 円であります。これは、バイオマス発電の燃料材の受入れに合わせまして、その燃料材の安全性を確保するために設置いたしました放射能測定器の機能や動作確認等、保守点検に関わるものであります。

次に、2 目治山林道費の治山林道事業 4,510 万 7,000 円であります。中ほどの黒ポツ、設計委託料 850 万円ですが、その内訳は、今年度から 3 か年予定で着手しております林道片丘線改良工事の測量設計委託料 300 万円と、平成 30 年度に策定をいたしました林道施設長寿命化計画に基づく、林道小曾部線の橋梁補修に関わる測量設計委託料 550 万円であります。下から 5 つ目の黒ポツ、市単治山工事 700 万円は、地元要望に基づき実施します林道等の維持管理を図るための工事費であります。その下の黒ポツ、林道改良工事 2,400 万円ですが、この内訳は、今年度引き続き実施します片丘線の改良工事費 2,100 万円、それから林道施設長寿命化計画に基づき実施します林道桑崎線の橋梁補修工事費 300 万円であります。

次に、3 目造林費、1 つ目の白丸、森林再生林業振興事業 7,404 万 9,000 円であります。併せまして予算説明資料 20 ページをお願いいたします。1 つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬 447 万 6,000 円は、今年度から雇用しております森林経営管理制度推進員と、令和 3 年度から新たに採用予定の地域林政アドバイザーの件費であります。地域林政アドバイザーは、令和 3 年度から新たに実施します森林適正管理事業の推進を図るほか、毎年計画的に進めております市有林施業や松くい虫被害対策の緩衝帯整備事業における森林調査や測量、設計等に関わる業務を担当する職員の採用となります。下から 2 つ目の黒ポツ、市有林施業委託料 1,500 万円ですが、令和 3 年度は下西条地区で予定しておりまして、適正な市有林管理と森林の機能維持を促進するものであります。

予算書 226、227 ページをお願いいたします。上から 2 つ目の黒ポツ、森林経営管理制度調査委託料 244 万 2,000 円あります。これは、令和 2 年度から実施しております森林管理経営制度に基づき、自然的、経済的諸条件に応じた適正な森林の管理を推進するため、市内森林の状況把握、または施業別対象森林の抽出などに関わる委託料であります。その下の黒ポツ、森林適正管理事業委託料 400 万円は、その抽出された未整備森林のうち、生活圏に隣接する里山などにおきまして、防災、減災の観点から気象災害や有害鳥獣被害などを未然に防止するため、緊急性が高い森林の整備を実施するものでありまして、令和 3 年度につきましては、令和 4 年度以降に整備に入るための対象森林の具体的な調査や測量、発注に向けた設計に関わる委託料であります。その 2 つ下の黒ポツ、森林整備補助金 4,413 万 7,000 円ありますが、これは林業事業者が実施します森林経営計画等に基づく森林整備におきまして、県補助金の交付決定を受けたものに対し、市が交付する上乗せ補助金であります。

次の白丸、森林活用推進事業 7,779 万円あります。下から 2 つ目の黒ポツ、森林活用推進負担金 7,443 万円ありますが、これは塩尻市森林公社への負担金であります。令和 3 年度は森林集約の促進、また民有林整備とそれに伴う事業体育成をより一層加速させると共に、昨年 10 月から取り組んでおりますバイオマス発電燃料供給事業、これを継続して進めまして、山側への利益還元と域内循環システム形成の具現化を図ってまいります。

次の白丸、木質バイオマス活用促進事業 742 万 3,000 円あります。一番下の黒ポツ、木質バイオマス利用設

備費等補助金 726 万円は、再生可能エネルギーの域内循環を図るため、まきストーブ、ペレットストーブの設置費等を支援するものであります。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、午前中の分も含めた 6 款農林水産業費の質疑を行います。委員の皆さんから質問がありましたら。

○**中村努委員** 211ページの園芸産地基盤強化等促進事業の中の、説明はなかったですが、中ほどより少し下に、松本南西部地域農地風食防止対策協議会負担金。これは、春の砂嵐対策のことを指しているのですか。

○**農政課長** そのとおりでありまして、松本南西部ということで松本市、塩尻市、また山形村、朝日村で協議会ができていまして、そちらのほうへの負担金となっております。

○**中村努委員** 事務局はどこで、全体的にどういう協議をしているのか。内容が分かったら教えてください。

○**農政課長** 事務局は松本地域振興局。県でやっていただいております。そちらでその風食防止対策の関係で協議をしている。今は、麦等の種子の緑化対策で抑えられないかということを中心に、あと、それぞれ平成30年のときは信州大学で研究していた寒天で被覆するようなもの、そういうものをやったらどうかとか、そういうような話も出てきましたけれど、それは実施に至っていません。今、山形村では側条まきといって、ソルゴーと云うのですか、少し背の高いものを脇に植えていって、道路に土砂が出ていくのを防いだりとか、そういう実験をやっているような段階です。

○**中村努委員** 県の地域振興局が中心になってやっていただけるとすればいいと思うのですが、今までいろいろなことをやって試行錯誤してきたというのは、私たちもよく存じ上げております。なかなか有効な手段が見つからないというような現状の中で、これこそしっかり産学連携で国の補助金なども利用しながら、抜本的な研究を一緒にやっていくということがないと、今年も結構地方紙のニュースとかSNSで話題になっていて、書込みを見ると、行政は何もやっていないと書いてあるのですよ。やっていることは知っているのだけれど、できないのだよとぶつぶつ言いながら見ているのだけれど、そういったことを協議会という漠然とした集まりだと、困った困ったと言って1年終わってしまうという印象があるので、県の振興局を中心にして、産学連携でしっかりした対策を研究する体制を築いたほうがいいと思うのですが、その辺いかがですか。

○**農政課長** 中村委員のおっしゃるとおりです。ただ、信州大学も交えながら、朝日村で実証実験、検証していただいているという話は聞いております。それをまた提案というか、さらにもっと一生懸命やっていただくとか、そういう方針とか、そういうものは要望していきたいと思っております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**古畑秀夫委員** 今の関連で、私はこれを本会議で質問させていただいたのですが、今も言われるように、なかなかいい手がなくて、もう何十年と同じようなことで前へ進んでいないというのが現実で、周りの方から、あそこは広域農道があるものですから、車で前が見えなくて事故を起こしそうになったとかいろいろな話を聞くわけですので、本気で何とか取り組んでほしいと思います。このソルゴーをまいて、いわゆる長いやつですよ、あれは冬枯れてひっくり返ってしまうと思うのだけれど、効果はどんなことか聞いていますか。悪い案ではないと思うけれど、筋状に少しまいたくらいではどうしようもないと思うのだけれど、その辺の効果というのは聞いていますか。

○**農政課長** 去年は、協議会がコロナの関係でなかったと思うのですが、その前の年で山形村で実験したという

のが、その協議会のときに報告を受けております。ソルゴーと言って3メートル、結構大きくなるのですかね。山形村のほうでは穂が出たら、また種が凍るといけないということで2メートルくらいに抑えて、頭をはねて道路の際に植えてあるという形の中なので、基本的にはそこまで高くしていないので、倒壊が起きていないという形です。道路の際に、風向きにもよるのでしょうかけれども、やっていないところに比べたら道路に出てくる土砂は少なかったと聞いております。

○古畑秀夫委員 引き続き、ぜひ何かこの前の聞き取りのときに聞きましたが、1年に1回ばかり対策委員会があるだけみたいなことで、本気度というか、あれだけの舞い上がりがあるものですから、もちろん農家の皆さんにも理解を求めて、せっかくの麦をきちんとまいて春先まで残しておいてもらわないといけないし、600町歩あるところですので、本当はあの辺に今、果樹で、特にブドウがどんどん盛んなので、ブドウ園にしたらどうだというような提案をしようかと思ったら、そんなことをしていれば農業の関係からいろいろ問題だなんて言われて、本会議では言わなかったわけですけど、何かいろいろな角度から考えて、ぜひやってほしいと思います。

続いていいですか。今の211ページの一番下ですが、環境保全型農業直接支払事業補助金というのがあるのですが、これは先ほどの説明だと、減農薬なり肥料も減らしてということですが、こういったこの事業に参加している農家は軒くらいあるか分かりますでしょうか。

○農政課長 今、環境保全型農業の公金事業なのですが、やっているのは基本的に2団体です。あおぞらと塩尻有機栽培研究会の2団体でありまして、あおぞらのほうが減農薬、塩尻有機栽培のほうが有機栽培、オーガニックです。それをやっているという形の中のもので。あと、その中の組織で、細かいことは係長から。

○農業振興係長 先ほどの塩尻有機栽培研究会で3名、1法人。それから2個人の方が国の補助を受けながら有機農業をされていらっしゃいます。以上です。

○古畑秀夫委員 国も将来的に消費者も今、安全安心な野菜なりをということで、有機農業をかなり進めていて、2050年までに100万ヘクタールの有機農業の農地を造っていくみたいなことで進めているものですから、いわゆる国連のSDGsではないですが、環境問題もあるので、もっとここを少し力を入れて、今後取り組んでほしいと思います。多分、国もそういう方向性を出してきているので、ぜひ、そんなことでお願いしたいと思います。

○委員長 要望2件でよろしいですか。

○古畑秀夫委員 はい。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 予算資料217ページ、予算の説明資料の33ページの農地流動化促進事業の中核農家等育成規模拡大事業奨励金の件ですが、借り手側に奨励金を交付するということですが、その交付する金額は借地料の何パーセントとかと決まっているのですか。

○農業委員会事務局長 奨励金ですけども、支払う対象がまず50アール以上耕作している方。それから対象の農地につきましては、市街化区域以外の農地についてが対象となっております。奨励金の金額ですけども、10アール当たり新規で契約された方には一律1万円。それから再契約の場合は、その半額を支給しております。以上でございます。

○副委員長 そうすると、その借り手側の奨励金として今は政策規模の強化ということでやっているのですけれど

ど、なかなか貸し手側がなくて、要するに借りたい人はあるのだけれども、なかなか貸してくれる人がないというところで、そのところを、例えば固定資産税はそんなに高くないとは思いますが、農地の貸し手側に何か考えられることがないかなど。

○**農業委員会事務局長** 今、貸し手側がなかなかないということなのですが、それは場所に大分よまして、例えば桔梗ヶ原ですとか、広丘辺りはなかなか貸し手が出てこない。皆さん、自分でやっていたら。あと、それから洗馬はレタスをやっているところなのですが、そういうところは貸したいという場合には、大体身内というか内輪で話がついてしまって、中でもう借り手が決まってしまうような状況です。

逆に、例えば北小野ですとか塩尻東のほうですと、貸し手のほうが多くてなかなか借り手が見つからないような状況でございます。借りたいけれどなかなか借りられないというところは、やはり皆さん耕作していらっしゃいますので、その方たちにそれを貸してくださいと言うのは、なかなかお願いしづらいところもでございます。

農業委員会としては、なかなか借り手が見つからないようなところをどんどん紹介するような形はやっているのですが、どうしても農地によってはいい場所と、山間地の少し使いづらいというところがあるものから、できるだけそういうところを借りてもらおうと、力を入れてやっているところでございます。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**古畑秀夫委員** 213 ページの一番上で、これは高ボッチの牛の放牧を云々ということのようですが、今何頭くらい放牧されて、活用されているかお聞きします。

○**農政課長** 令和2年度の実績で22頭でございます。

○**古畑秀夫委員** 続いて、215 ページですが、農業経営体育成支援事業の関係で、この新規就農者機械導入事業補助金ですが、これはどのくらいの件数を予想していて、上限は幾らくらいでしょうか。215 ページの2つ目の丸の下から5つ目の黒ボツ、新規就農者機械導入事業補助金。

○**農政課長** 大体6件くらいです。

○**古畑秀夫委員** 上限は幾らくらいですか。

○**農政課長** 上限は100万円で、補助率としては2分の1以内となっています。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**中村努委員** 219 ページの土地改良事業の下から5番目、多面的機能支払交付金事業補助金。8団体という御説明でしたけれど、これは具体的にどういった事業をやっているのでしょうか。

○**農政課長** これも日本直接支払交付金制度の1つでございます。基本的には農村環境、農地環境の整備事業。逆に言うと、今、水路の補修だとか清掃だとか、そういう地区の環境保全するためにというのが、組織団体に支払われる形になっております。今、8団体というのは基本的に、塩尻市の場合は土地改良区が母体となった組織が多いです。あとは、北小野のほうは水利組合が母体となっている。そういったもので、本当は今までだとそういう組合組織が、水利組合などが掃除して、ボランティアではないですけど無償で動いていた。ただ、それが国の制度として、そういう活動をしたら交付金を出しますよという形になりまして、そういうものをもらいながら農村環境を維持していく、また、発展させていくという事業でございます。

○**中村努委員** 以前はこういう交付金という制度はなかったわけですね。まず、いつからこういう制度があるのかということと、この補助金申請する場合に、その団体が事業計画なりをつけた補助申請みたいなものを出し

てやっているのか、その辺はいかがですか。

○農政課長 基本的には国の交付金制度になりますので、書類とかは一式必要になります。結局、そういう事務量が少し多いので、それなりのしっかりした組織がないと対応できていないというのが現状です。事務能力です。基本的に土地改良が母体となっているような組織とか、そういうものが多いです。

○中村努委員 事務処理能力がないのでというのは、市が代行しているという意味ですか。

○農政課長 いいえ。補助金申請に対して、取りあえず出す書類が多いです。そういうものをきちんとそろえて、交付金をもらうときも実績報告をしてという、そういうことをやるという意味です。

○中村努委員 では、補助している団体はそういう事務がきちんとできているという理解でいいですか。

○農政課長 そうです。

○中村努委員 この制度はいつからですか。

○農政課長 日本直接支払交付金制度が法制化されたのは平成26年からです。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 今の関連ですけれど、これは面積で、例えば1反歩3,000円とか何か決まりがありましたか。

○農政課長 そうです。水田とか、また形によって単価が変わってきます。それぞれ言ったほうがよろしいですか。

○古畑秀夫委員 大ざっぱでいいです。

○農政課長 農地維持支払だけですと、田んぼで3,000円、畑で2,000円となっております。

○古畑秀夫委員 今言われたように、これは、例えば団体も事務能力がなければできないということだけれど、団体というのはほとんど土地改良区で、洗馬のほうへ行くと中信平の土地改良区ということですか。

○農政課長 洗馬のほうへ行きますと、中信平右岸土地改良区が中心になりまして、松塩の会という形で多面的機能の事業をやっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○議長 227ページの最初の丸の一番下、木育推進負担金とありますが、これは木育フェスティバルの負担金ですか。

○森林課長 これは商工会議所へお支払いしている負担金でありまして、木育の関係でありますけれども、ウッドスタート事業がスタートしまして、新生児に木製の玩具を進呈するという事業でありまして、それに係る負担金であります。

○議長 木育フェスティバルは関係なくて、ウッドスタートだけでこの金額でよかったですか。

○森林課長 ウッドスタートのみで、フェスティバル等はこの負担金には含まれていません。その内訳につきましては、当然そういったおもちゃを作製する費用負担であったり、または、そういった安全性を監修するような品質管理保証を日本グッド・トイ委員会へ委託することとしておりますので、そういった一部も含まれている状況です。

○議長 それから、223ページの3つ目の丸の中の一番下の黒ボツ、みどりの少年団育成・活動補助金ですが、市内の3校の小学校ですけれど、活動している内容を教えていただきたいです。これは森林とかそういったこと

に関係した活動をしているのですか。

○**森林課長** 校内の緑化活動だとかそういったものに充てられておりますが、具体的には係長から説明させていただきます。

○**林業振興係長** みどりの少年団活動につきましては、市内3校が取り組んでおります。片丘小学校、洗馬小学校、宗賀小学校の3校でございます。主な特色ある活動といたしましては、片丘小学校につきましては、地域の片丘桜を守ろうとする運動ですとか、花壇の管理、コマ打ち活動。洗馬小学校につきましては、レタス栽培などを中心としまして、その他コマ打ちですとか、校内の樹木の剪定等を行っております。あと、ギンナン拾いも行っております。宗賀小学校は、学友林どんぐりの森というものがございまして、そういったところで自然教室ですとか、あと、どんぐりプロジェクトと連携しまして、学習体験等を行っているところでございます。

○**議長** 今、林業がなかなか生活から密着していなくて、昭和30年代くらいまではかなり密着した生活していたのですが、日常の中でも木を切ったりしていた生活が全く離れてしまっているのが現代だと思うのです。塩尻市の場合、Fパワープロジェクトのことがあって、林業に少し目を向けるようになってきたと思うのですが、県と民間の事業で市は土地を貸しているとはいえ、塩尻市は全体的に林業にもっと目が向くといいなどいうことを思っているのです。おもちゃの段階から木に触れたり、それから小学生のところでも、宗賀が取り組んでいるような内容をもう少し子どもたちが体験できるといいなと思っているのですけれど、そういったことをもっと市として取り組めないのだろうかということをおもいます。

最近、林業が大分若い人たちに注目されるようになったという報道を見まして、林業の機械が充実してきたので、3Kと言われている職場ではないということで、林業が大分変わってきている。若い人たちが団体をつくったりして、仕事として進んでいくとか、あるいは、女性でも、木を使った製品を作るために講座に出て、木を切ったりとかを習ったりですとか、少し世の中が変わってきていると思います。

それで、前に森林公社に視察に私も行かせていただいたのですが、そういったことで学校にも話をしたりとかして進めていきたいという話はあったのですが、森林公社だけでなく、市としても、そういった林業に関心を持ってもらうような方策をやったほうがいいと私は思うのですが、その辺についてのお考えはどうか。

○**森林課長** 議長おっしゃるように、森林公社におきましては、森の健康診断だったり、しおじり森林塾ということで、意識や関心を高めるような活動をしております。本市としても、森林の適正な管理という部分であったりとか、地域の方々の安全を守るというような整備のところには、今、国のそういった動向もある中で、そういった方向に動きつつありますけれども、啓蒙・啓発といった部分につきましては、森林公社に任せっきりというか、そういったお願いをしているところであるものですから、市においても、森林公社または、地元には林業センターもありますので、そういったところと連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○**議長** それから、各地区の中に林野組合のようなものがあって、それも時代と共に大分衰退してきてしまっているところもあって、例えば南内田だと、区有林を整備したりしているのですが、最近木を實際切るところまではいってなくて、山を持ってない人もそこに入っているのですが、どんどん会員が抜けていってしまっている現状なのです。先が見通せないといえますか、辞めていくお家の若い人に何とか声を掛けて最近加入してもらっているのですが、たしか地区で計画があって、森林公社でお墨つきがつけば、Fパワーに木を

出せるとなったと思うのですが、そういったことをもっとしっかりPRして、地区の組合に入っていて、何かやりがいのある方向性というのが浸透すれば、以前のようにもう少し森林を活用するようなことができて、塩尻市内から木が切り出してもらえると、私は思うのですが、その辺、森林公社だけでなく市としてもPRをもっと強化してほしいと私は思うのですが、お考えをお願いします。

○**森林課長** 昨年10月から、バイオマス発電燃料供給モデルをスタートさせております。これは地域の個人や団体の方々が切り出した材を森林公社が買い取って、供給するという内容であります。確かに今、山のお宝ターション事業を拡大するような形での進め方になっているものですから、既存の登録者だとか、そういった方々への周知はできているものの、山林を所有する区だとか、所有者の皆さんへの周知の方法につきましては、ホームページや広報等を使いながら、今後、幅広く周知をしていきたいと考えております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**中村努委員** 今の関係で、227ページの森林活用推進事業の中の森林活用推進負担金。森林公社への補助金ということでしたけれど、私の記憶が曖昧なのですが、こういうのは以前は森林公社運営補助金みたいな事業名ではなかったかという気がするのですが、これは違いましたか。

○**森林課長** その件に関しまして、本来なら運営補助金が妥当ではないかという御意見を、この委員会の場でいただきました。市が本来やるべきものを代行するという意味で負担金。また、補助金も同義でありますけれども、まだスタートして年数が浅い中で、今後、自走化を図っていくのが一番の目的だと思うのですが、そうした際に、何かそういった事業に対する補助金という形にシフトしていけばいいのではないかという形で、前回お答えさせていただいたと認識しております。以上です。

○**中村努委員** そうすると、その前の丸の森林再生林業振興事業のところに、水道光熱費関係の支出が載っているのですが、これは具体的にどの施設の水道光熱費ですか。

○**森林課長** 電気使用料につきましては、桃岡の森公園にあるトイレの電気代、または、そこに係る上下水道使用料になっております。以上です。

○**中村努委員** 分かりました。森林公社の建物の水道光熱費ではないということですね。

それから、その中にいろいろ事業の委託料が載っていますが、これは森林公社に委託している事業というのはないということですか。

○**森林課長** 森林再生林業振興事業の中にある委託料につきましては、全て新発注のものとなります。以上です。

○**中村努委員** どこへ発注しているか。

○**森林課長** 森林公社ではなくて、測量設計につきましては林業コンサルタント協会。整備地管理委託料でしょうか。

○**中村努委員** 市有林施業委託料とか整備地管理委託料とか、227ページの森林整備補助金までの委託料とか交付金とかです。

○**森林課長** 大変失礼しました。まず、市有林施業委託料につきましては、森林課で測量、調査、設計をしまして、指名競争入札において発注するものであります。市内の樹木管理という登録がある事業者への発注ということになります。整備地管理委託料につきましても、小曾部の生還林の整備でありまして、これも市有林施業と同様な発注方式であります。それから、227ページの森林情報整備システム保守点検委託料につきましては、G I

Sの保守点検でありまして、こちらにつきましてはGISを構築したパスコという業者への委託料になります。それから、森林経理管理制度調査委託料、またその下の森林適正管理事業委託料につきましては、専門的な知識、ノウハウを有する林業コンサルタント協会への発注を予定しております。以上です。

○中村努委員 この市直営のものと森林公社がやるものの線引きはよく分からないのですが、この会計年度任用職員の業務が森林公社の業務とかぶっているというようなことはないわけですか。

○森林課長 本市では、これまで森林所有者アンケートだとかを実施してまいりました。森林公社におきましては、林業事業体が自ら経営計画をつくらない森林を抽出しまして、そこで市内7地区のエリアを指定しまして、そこで森林公社自ら経営計画をつくって、整備をしていくということを今取り組んでおります。市としましては、今、経営管理制度というものが施行されておまして、その中で所有者が、要は手がつけられないような森林というものを市町村が管理することができるという制度になってきましたので、そこの一番は、すみ分けになるかと思います。そういった生活圏に隣接するような、要は経済採算性が取れないような森林において、災害の恐れがあったりとかというものを、今後、抽出しながら、市がその整備を実施していくことを設定しています。以上です。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 同じ227ページが一番下で、木質バイオマス活用促進事業ですが、この木質バイオマス、いわゆる再生可能エネルギー促進ということで力を入れていると思うのですが、今年度の実績と来年度、まきストーブとかペレットストーブなどへはどの程度考えているのかお聞きます。

○森林課長 まず、この木質バイオマス活用促進事業における内訳になりますけれども、令和3年度はペレットストーブが9件、補助金額は20万円になります。それから、まきストーブの補助金額が30万円。これが12件で360万円。それから、ペレットボイラー燃料が100万円、1件。それから、ペレットストーブの燃料も補助しておまして、1万8,000円で20件分を予定しております。

今年度の実績でありますけれども、まきストーブにつきましては、2月末現在で15件。ペレットストーブは7件。それから、ペレットストーブ燃料につきましては32件となっております。以上です。

○古畑秀夫委員 それから、1ページ戻って225ページが一番上ですが、この放射能測定器保守点検等委託料ということで出ているのですが、これは昨年からつけてあると思うのですが、現実には放射線量が測定されたとう事実はあるわけでしょうか。

○森林課長 昨年10月から稼働しておりますけれども、これまでの数値を申し上げますと、最大値で毎時0.1マイクロシーベルト。この基準ですけれども、0.23マイクロシーベルトをもし超えるような材があれば、即刻そこから市ないし区に連絡が来まして、再度検査を行う中で、それでも超えているようであれば、すぐ帰還させるというような運用要領になっております。そういった中で、これまで受け入れる中で、最大値でも0.1マイクロシーベルトという数字でありますので、基準値を超える材の受入れはありません。

○古畑秀夫委員 ずっと戻って215ページ、さっき質問をしっかりと聞くのを忘れてしまったのですが、農業経営体育成支援事業の関係で、下から4つ目の新規就農者就農支援負担金というのは60万円だけですが、新規就農者は昨年、いわゆる国の事業での新規就農と市でやっているのもあるのかどうか、何人いたのか。来年度60万円と

というのは、どの程度見込んでいるかお伺いします。

○農政課長 新規就農者就農支援負担金 60 万円でございますが、その下の黒ポツ、農業次世代人材投資事業補助金、これが国のほうの対象でございます、それに当てはまらない方、定年帰農者を含む、おおむね 60 歳までの就農希望者の生活費として就農前後 3 年間、月 7 万円支給する、市と J A で出し合ってやる形になっているものでございます。令和 2 年度は 1 人、J A 塩尻ファームで対応しています。

○古畑秀夫委員 次世代のほうは、国の事業は 150 万円出るのだと思うのですが、これは今どのくらいの方が利用されているか。これは 5 年間でしたか、来年度もどの程度予定していますか。

○農政課長 一応来年度は 11 人予定してまして、継続の方が 8 名、新規が今 3 名の予定でございます。

○古畑秀夫委員 それから、その上の新規就農者機械導入事業補助金と、一番下の農業用機械導入補助金は、ある程度、以前は枠があって、なかなかその枠に当てはまらなければ補助金を受けられないことがあったわけですが、今は大体希望して申し込んでおけば、補助金受けられるようになっているかどうか、お聞きします。

○農政課長 新規就農者機械導入事業補助金は新規就農者が対象となります。一番下の農業用機械導入補助金は、以前は共同機械事業という形の中で、ある程度団体にしないと駄目だよという形だったので、これはある程度の規模、中心経営体となる人・農地プランに位置づけられる人なら対象となりますよという形に変えまして、始めたものでございます。

○古畑秀夫委員 そうすると、一番下の部分は 1 人でもいいということですか。5 人の団体じゃなくて 1 人でも、希望すれば。

○農政課長 人・農地プラン、中心経営体という位置づけになりますので、基本的には規模というと、5 ヘクタール以上の農地をやっている方を対象としています。

○古畑秀夫委員 これは予算を組んであるので、上限はどのくらいで、何人くらい予想しているか。

○農政課長 上限は 100 万円、補助率は 10 分の 3 以内。令和 2 年度は 4 件であります。ほぼ 100 万円近くです。

○古畑秀夫委員 一番下ですね。

○農政課長 はい。

○古畑秀夫委員 新規は何人ですか。

○農政課長 新規は 6 件です。

○古畑秀夫委員 希望している分は補助金出ているということですか。

○農政課長 基本的には予算の中でやっているので、今、余分に手を挙げる方もいらっしゃるのですが、そういう人は来期でお願いしたりとか、そういう形になります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

私から 1 点。211 ページの一番最初のところの国土調査という事業は今どのような状況になっていますか。ここでは、ほとんど登記書類の作成委託料に 50 万円くらいしかないわけですが、業務としては、どのような状況にありますか。

○農政課長 国土調査の関係は、基本的に市は休止状態となっております。今ここで計上しているのは、過去にやった宗賀、洗馬、檜川村のところでの訂正業務が主でございます。

○委員長 新規でやらなければいけないところとかという課題も含めて、そういったものは今ありますか。どの

ような状況ですか。

○農政課長 新規でやらなければいけないところはあるかと思うのですが、今そこまで手が回っていないのが現状です。

○委員長 これは課題で、予算のところではやるものではないような気がするのだけれど、檜川地区の国土調査やったところの筆界未定も含めて、合併で持ち越した解決してない現場というのが幾つかあります。それで、今、そこが登記できなかつたり、課税だとか分筆だとかということが、宅地レベルでも残っているところが実はありまして、そういう声も届いていると思うのですが、そういったものを解決する部署は多分農政課で引き続いてやってくれているだろうけれど、そのあたりの状況とか引継ぎは、農政課長は聞いていますか。

○農政課長 檜川でやった筆界未定地とか、そういうものの関係は農政課には来ていなくて、最初に多分財産管理のほうに行っているのではないかと思います。そちらのほうで調整して、平沢とか奈良井とか、公共事業が絡んだときは、また農政課にも来て、その辺を修正できないかと話も来ます。ただ、基本的に筆界未定でそのまま起こしてもらったのは、基本個人負担になってしまうかと思っています。

○委員長 奈良井の大きな土地が、不履行でどうしても現状と合わないというところが認められなくて、明らかに現状が違うのに、面積が合わないことが理由で、そこから先へ進まないというところがあるので、こういった課題地に関しては、過去のものにしてしまわないで、業務としても残して、引き継いでやって解決していただきたい。これは今ここで言うことではないので、また個別に相談させていただきますけれど、国土調査業務自体は農政課でやっているということによろしいわけですか。

○農政課長 過去の国土調査訂正というのは農政課でやるという形で回ってきているものです。

○委員長 分かりました。

○中村努委員 今の答弁で、国土調査は手が回らないからできないと言ってしまうと、それは行政の怠慢と言われてしまいますよ。何か考えがあつて、事情があつて、今中止していますというのは分かるけれど、どうなのですか。何か理由があるのですか。手が回らないという理由だけだと、厳しいと思います。

○委員長 私から関連ですが、もう国土調査業務自体が主なところがほとんど済んでしまって、やるべきところが残ってなくて、業務全体を縮小していて、そういうことの中で過去の紛争地だとか筆界未定だとかという処理をする手が物理的に足りない状況があるかどうか。それを正直に言えば、今、中村委員が言われたようなことで出ているとすると、業務としてはすごく大事な業務だと思うので、部署自体がなくなってしまうと困るなという危惧をしますが、いかがですか。

○農政課長 またそれを言うと怒られるのですが、物理的に手が足りてないというのがあると思います。

○副市長 実は塩尻市で国土調査が済んでいないといいますか、特に市街地は済んでおりません。農地などは、塩尻市の場合は補助整備とか、それが九十数パーセントに入っております。それで、大まかなところというか、非常に整備されたところは、国土調査と同じ効果があるということで、今から40年くらい前に補助整備が非常に盛んにやられました。九十何パーセントの補助が済んでおります。市街地でも一部区画整備事業等で整備されたところについては、国土調査をやるほどのことはないときちんと決まっております。そういうことで事業としての中断をいたしました。そういう経過が私の記憶の中にはありますので、それは御理解いただきたい。したがって、市街地の本当に細かいところについては、本当はやればいいのですけれど、さっきお話があったように、国

土調査やっても決まらないところは決まらないことがあります、本来なら補助整備というか、土地を確定させて、きちんと固定資産が税としてはね返ってくるなり、あるいは交付税としてはね返ってくるというのが、実際の国土調査をやるメリットなのです。それが実は、両方の面から失われているということでございます。本来、法的には手をつけていかななくてはいけない話ですが、そういうことになっております。

○**委員長** 実態は今のお話で分かりますし、農政課に担当があるというのが、塩尻市の一つの今のお話だと思います。そういうことの中で、それ以外の土地、宅地も含めた中で、国土調査というところにくられる仕事がまだやれることがあるのではないかなと見られる。これはケーススタディではないが、1件ずつ問題点を出てきたところで解決していく、そのための部署が農政課だといえ、それはそれで結構です。そこへ行けば、そのところが前へ進むという仕組みとして、そういうふうになっておいていただきたいと私は思います。今質疑のところこれ以上やっても、中村委員はどうか分かりませんが、私は状況は理解したつもりですので、また個々に御相談に行きたいと思っております。中村委員は、いかがですか。よろしいですか。

それでは、それ以外の部分でありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、6款については質疑を終了いたします。

10分休憩とします。

午後2時13分 休憩

午後2時22分 再開

○**委員長** それでは休憩を解いて、再開をいたします。

次に、7款商工費の説明を求めます。

○**産業政策課長** 商工費に入る前に1点、午前中に行いました労働費の関係で訂正がございます。勤労者福祉サービスセンター運営補助金関係で御質問のありました人件費につきまして、先ほどお答えしました金額が490万円余りとお話をさせていただきましたが、正しくは、令和2年9月定例会で報告しました、同財団の令和元年度決算において、給与手当は728万円余り、法定福利費は120万円余り、合わせまして849万円余りでした。なお、490万円につきましては、令和2年度の財団予算の中の給与の一部を含む管理費を見逃したためということでございます。訂正し、おわび申し上げます。

○**委員長** 牧野委員、よろしいですか。

○**牧野直樹委員** これは3人分ですか。

○**産業政策課長** 3人分です。

○**委員長** それでは、引き続いてお願いします。

○**産業政策課長** それでは、予算書の228、229ページをお開きください。併せまして、予算説明資料の19ページも御覧ください。7款商工費1項商工費2目商工振興費の主な事業につきまして説明申し上げます。

一番上の白丸、地域企業経営革新プロジェクト推進事業につきましては、今年度まで、基幹産業強化支援事業と名乗っておりましたが、こちらにつきましては6,976万5,000円でございます。その下の黒ボツ、塩尻インキュベーションプラザ指定管理料766万7,000円は、平成22年から塩尻市振興公社を指定管理者としまして管理運

営しており、技術顧問委託費、清掃、設備保守点検費、施設修繕費などの施設維持管理費などの経費でございます。その下の黒ポツ、地域産業創造事業委託料 929 万 8,000 円につきましては、塩尻インキュベーションプラザを拠点としまして、市内企業の生産管理や改善に係る支援、企業間、産学官、異業種間などの様々な連携を促進するコーディネーター及び職員の人件費 2 名分やインキュベーションの支援業務費用が主なものとなっております。2 つ下の黒ポツ、塩尻市振興公社運営補助金 2,950 万円は、振興公社の運営を担当する職員の人件費及び塩尻市振興公社運営に係る経費の補助金でございます。その下の黒ポツ、商工業振興対策事業負担金 1,700 万円は、市内の中小企業が展示会へ出展する際の費用を補助する受発注支援事業や、技術開発を支援する事業の負担金のほか、製造コストを削減し、生産性の向上を図る企業に対し、ロボット導入に係る費用の一部を補助するものでございます。その下の黒ポツ、経営革新コーディネート等負担金 550 万円は、令和 3 年度からの新規事業になります。事業の目的は、コロナ禍を乗り越えようとする企業を支援するため、経営課題研究のためのセミナー等の開催や課題解決のため、伴走支援をすることを目的とした、専門分野の人材派遣などによりまして、企業経営の安定化を図る事業となっております。

その下の白丸、中小企業融資あっせん事業は、予算額 27 億 1,918 万 3,000 円でございます。コロナ禍で厳しい経営が続く市内中小企業者を支援し、地域経済の向上と雇用の確保を維持するための制度融資の事業でありまして、最初の黒ポツ、中小企業融資あっせん保証料補給金 2,000 万円は、企業が制度融資を借り入れるときに、保証協会に支払う保証料を市が補助するものでございます。次の黒ポツ、中小企業融資あっせん利子補給金 6,918 万 3,000 円につきましては、本年 1 月から 12 月までのコロナ融資の借入れに伴う利子分を補助するものでございます。その次の黒ポツ、中小企業融資あっせん資金預託金 5 億 7,000 万円につきましては、コロナ融資以外の通常枠の貸付金と残債分の預託金であります。最後の黒ポツ、中小企業融資あっせん資金預託金（コロナ分）20 億 6,000 万円につきましては、昨年から実施しております新型コロナウイルス感染症対策特別資金の残債分と 4 月以降も実施します、現在実施中でありまして、新型コロナウイルス感染症対策経営安定特別資金分の合計預託金であります。なお、この預託金につきましては、4 月に 6 金融機関に預託し、年度末に返金されるものでございます。

次の 230、231 ページをお開きください。一番上の白丸、工業団地維持管理事業は、予算額 383 万 4,000 円でございます。この事業は、市内 3 つの工業団地、林間工業団地、アルプス工業団地、今泉南テクノヒルズ産業団地の環境整備及び維持管理を行い、適切な管理を図るものでございます。

その下の白丸、商工団体活動支援事業、予算額 1,241 万 5,000 円でございます。その下の黒ポツ、商工会議所事業補助金 1,205 万 5,000 円につきましては、商工会議所の運営を補助することにより、市内商工業者への継続的な支援はもちろんのこと、事業承継、働き方改革、新型コロナウイルスによる業績悪化への対応など、直近の課題に対する支援を行うものでございます。

その下の白丸、企業立地促進事業につきましては、予算額 1 億 338 万 4,000 円でございます。3 つ下の黒ポツ、企業立地調査委託料 100 万円は、市内企業からの事業規模拡大に伴う用地確保をしたり、また、市外企業から本市へ進出したいとの案件を頂きますが、現在、工業団地に空き区画がない状況でございます。現在、企業からの聞き取りにより、オーダーメイドでの事業用地の対応をしておりますが、土地の規制解除や測量などの調査が生じた場合、本予算を活用し、企業立地を推進するものでございます。その下の黒ポツ、用地取得費 1,677 万 7,000

円は、塩尻市土地開発公社が負担しております産業団地今泉南テクノヒルズ内の7区内の用地費を、事業用定期借地期間に応じて負担するものでございます。その下の黒ポツ、工場等設置事業等補助金7,917万5,000円は、工場等の新設、増築による建物と償却資産の固定資産税相当額を、1億円を限度に、最大3年間補助するものでございます。令和3年度につきましては、昨年10月に営業運転を開始しましたソヤノウッドパワー株式会社の木質バイオマス発電施設などへの適用を新たに見込んでおります。最後の黒ポツ、サテライトオフィス支援事業補助金500万円は、令和3年度からの新規事業であります。企業誘致策として、地域に新たなビジネス及び雇用を創出し、地域経済の活性化を図るため、事業を営む法人や個人の県外事業者が市内の市街化区域内にサテライトオフィスを整備する経費などに対し補助するものであり、建物の取得やWi-Fiなどの環境整備等に伴う施設改修、改築に要する経費の2分の1以内、200万円を上限としております。また、空き事務所をサテライトオフィスとして利用する場合は、家賃の2分の1以内、月額5万円を限度に3年間の家賃支援を行うこととしております。なお、事業者側への支援のほか、空きアパートなどの所有者がサテライトオフィス用に施設を改修する場合も補助の対象としております。

次の白丸、商業地活性化事業は、予算額2,741万円でございます。昨年までは、商工業活性化事業と商店街活性化事業の2事業に分けておりましたが、両事業とも商店街のにぎわい創出や活性化を図る内容であったことから、新年度から1つの事業として統一し、スリム化しております。3つ目の黒ポツ、商店街活性化事業負担金250万円は、商業地域や近隣商業地域において、中小企業団体やまちづくり会社などが実施する空き店舗改修や改修後の賃借料に対する補助でございます。その下の黒ポツ、大門駐車場設備改修負担金1,936万円は、老朽化している設備等を令和元年度から計画的に工事を行うための負担金であります。令和3年度は誘導灯設備や移動式粉末消火器の更新、駐車場の床版に一部劣化が見られることから、補修を行うこととしております。なお、更新時期が経過した設備が多いことから、令和3年度から5年度の3か年の実施計画により、計画的に改修を進めてまいります。その下の黒ポツ、商業地活性化企画負担金335万円は、玄蕃まつり、広丘夏祭り、ハロウィーンといった、商店街のにぎわい創出を図るイベントなどに対する支援であります。コロナ禍により、開催が見通せないため、準備の初期費用のみを計上しております。

次の白丸、商業支援事業は、予算額50万円でございます。その下の黒ポツ、特定創業支援事業負担金は、塩尻市創業支援計画に基づき塩尻商工会議所が実施する、創業希望者を対象として、経営財務、人材育成、販路開拓などのセミナーを開催している事業でございます。

次の白丸、ワイン産業振興事業は、予算額418万5,000円でございます。1つ下の黒ポツ、ワインインキュベーション事業委託料38万円は、既存の市内ワイナリーにワイナリー設立希望者の醸造技術研修を委託するもので、ワイン大学受講生などのワイナリー設立希望者が醸造経験を積むことで、醸造免許取得のハードルを下げ、市内への小規模のワイナリーの設立を促進するものであります。2つ目の黒ポツ、ワイナリー等設置事業補助金290万5,000円は、市内におけるワイナリーの整備を促進することにより、ワイン産業の振興を図るため、ワイナリーの新築、増築、または改築を行う者に対し、固定資産税相当額を補助するものであります。令和3年度は、平成30年以降に建設された6件が対象となっております。その下の黒ポツ、海外展開支援事業負担金50万円は、市内ワイナリーが国際コンクールなどに出席する際の費用に対し補助を行うもので、海外での塩尻産ワインの認知度の向上及びブランド化を図り、海外への輸出及び訪日外国人による購入の促進を狙うものでございます。そ

の下の黒ポツ、ワイン産業振興負担金 40 万円は、新たな担い手の育成確保の支援や塩尻ワインのプロモーション強化を図ると共に、フランスポイヤックとのオンラインなどによる都市間交流を通じて、将来的な友好提携を目指すための負担金でございます。

次の 232、233 ページをお開きください。一番上の白丸、起業家教育事業は、予算額 200 万円でございます。その下の黒ポツ、高校生起業家教育事業委託料は、若者の職業選択が多様化する中、高校生などに対し、進学、就職のほかに、起業という選択肢があることを伝え、起業というものを身近に感じてもらうことを目的に、本年度から、スナバのスタッフを中心に、起業に関心のある学生と起業家の触れ合う機会を創出すると共に、事業化を促進する継続的なプログラムを実施し、壁打ち型のフィードバックを継続的に行うことで、参加者の事業アイデアの具現化に向けた支援を行いました。令和 3 年度も引き続き、起業家と学生のワークショップの開催や継続的なプログラムの実施により、事業意欲の高い学生の事業化支援をまいります。

次の白丸、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援事業は、予算額 2 億 6,000 万円でございます。併せまして、予算説明資料 19 ページを御覧ください。年末年始にかけて、新型コロナウイルス感染症の第 3 波が猛威をふるい、回復途上にあった地域経済が再び厳しい状況となったことから、地域経済の下支えを行うことを目的とした支援事業であります。なお、財源につきましては、地方創生臨時交付金を活用することとしております。最初の黒ポツ、プレミアム付商品券事業費負担金 1 億 8,000 万円は、昨年実施しました商品券事業を再度実施するものであり、市民に利用してもらうことで消費活動を促し、市内事業者の業績改善を図るものです。発行総額 7.8 億円、プレミアム率 30% を予定しておりますが、発行時期や販売方法の詳細につきましては、今後開催します塩尻市プレミアム付商品券事業実行委員会で決めていくこととしております。次の黒ポツ、プレミアム付商品券事務費負担金 2,000 万円は、商品券やポスターの印刷代、事務費の人件費や郵送料などの通信費など、商品券の発行に必要な経費であります。次の黒ポツ、中小事業者支援事業負担金 6,000 万円は、市内産業・事業者の新しい生活様式への適用期、経済再生期における活動を下支えするための支援を行うものであります。現在、計画している主な事業内容につきましては、1 点目としましては、昨年実施しましたプレミアム付商品券の事業者間取引を再度実施することで、厳しい経営状況下における事業者の必要経費の軽減を支援するものであります。2 点目としましては、市内で営業する中小企業者が 3 密回避のために実施する換気設備設置や間仕切り、自動水栓設置などの感染防止対策のための設備投資に対する補助でございます。3 点目としましては、非対面で行う販路拡大や販売促進など、新たな営業活動に取り組む費用に対して補助するものであり、テレワーク導入初期費用や EC サイト構築、オンライン展示会出店経費などであります。なお、この事業負担金は、商工会議所が制度設計及び事務などを行う事業に対する負担金でありまして、経済活動等を見極めながら、事業内容につきましては臨機に対応していくこととしております。

続きまして、3 目木曾漆器振興費の一番上の白丸、木曾漆器振興事業は予算額 1 億 4,781 万 3,000 円でございます。併せまして、説明資料の 19 ページを御覧ください。上から 8 つ目の黒ポツ、設計委託料 150 万円は、令和 4 年度に予定しております道の駅のトイレ改修工事に向けた設計委託料であり、財源に過疎債を活用する予定でございます。道の駅のトイレにつきましては、平成 11 年にならかわ市場と併せて建築され 22 年が経過しており、老朽化が著しく、また、トイレの場所が駐車場から見えにくい、分かりにくいという声があるため、改築工事を行うこととしております。その下の黒ポツ、監理委託料 200 万円は、令和 3 年度に実施します改修工事に伴い、

設計事務所に工事監理を委託する費用であり、財源に過疎債を活用することとしております。その下の黒ポツ、地場産センター指定管理料 1,500 万円は、令和元年度から一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センターを指定管理者として管理運営をしており、設備等の保守点検料、光熱費などの施設維持管理費などの経費でございます。2つ下の黒ポツ、道の駅木曾ならかわ管理委託料 60 万円は道の駅のトイレの清掃などを塩尻・木曾地域地場産業振興センターに委託しているものであります。今年度までは商工総務費にありましたが、予算を木曾漆器振興費に移管し、事業を実施してまいります。2つ下の黒ポツ、地場産センター改修工事 6,800 万円は、平成6年の建設から27年が経過し、施設の老朽化や設備の更新時期を迎えたことから、令和3年と令和4年の2か年で施設改修を行うものであります。令和3年度の工事は、主に工芸館の中側の改修でありまして、販売部分の床の貼り替えや照明のLED化、貸与年数を超え部品調達が困難となった空調設備の更新やトイレの洋式化などを行うこととしております。また、年間を通して来客数が最も少ない12月から2月末まで工芸館を休館としまして、この期間に工事を集中的に行うこととしております。なお、財源につきましては、過疎債を活用することとしております。その下の黒ポツ、備品購入費 280 万円は、工芸館の改修に伴い、現在故障しております冷蔵棚や什器類の購入費でございます。2つ下の黒ポツ、漆器祭・宿場祭開催負担金 350 万円は、6月に開催予定の木曾漆器祭・奈良井宿場祭の開催負担金であります。コロナ禍の影響により不透明な状況であるため、今後開催する実行委員会において、事業の内容等について検討していくこととしております。2つ下の黒ポツ、地場産センター運営補助金 500 万円は、地場産センターが行う公益的な事業に対し補助するものでございます。その下の黒ポツ、木曾漆器振興対策事業負担金 570 万円は、漆器産業の維持と継承に向け、産地事業の中核であります木曾漆器工業協同組合などの事業を支援するものでございます。5つ下の黒ポツ、経営アドバイザー業務負担金 500 万円につきましては、コロナ禍により地場産センターの経営が一層厳しい状況であります。今後の安定的かつ自立した経営が必須であるため、店舗の現場マネジメントを含めた経営改善を実行するための負担金であります。地場産センターにおきましては、経営改善を目指す中でコロナ禍となり、人員や給与の抑制、ならかわ市場の工芸館への運営統合などによって経費などの削減をするものの、来客数が激減したことにより売上げの減少や文化財修復などの営業活動が制限されたことで、今年度末の債務超過も危ぶまれたことから、12月議会において緊急的な支援をお認めいただきました。その結果、単年度において純利益を確保することが見込まれておりますが、コロナ禍の収束ははまだ見通せず、確固たる経営計画までには至っておりません。そこで、このコロナ禍の厳しい状況でも成り立つ収支構造や恒久的な単年黒字化を目指して、引き続き経営改善に取り組みたいと考えております。令和元年度から2年間は、運営方法の改善や人材支援といった内的な取組を重点に進めながら戦略策定を進めてまいりました。その結果、財団の経営改善への専門的なノウハウやマンパワー不足が明らかとなってきたことから、令和3年度からは店舗マネジメントやマーケティングに視点を置き、財団内部から企画実行に携わると共に、現場のプロパー職員の育成を進めるべく、地場産品の流通や観光、誘客、市場調査などのマーケティングなどに精通した事業者と連携を図り、支援を強化してまいりたいと考えております。2つ下の黒ポツ、マーケティング調査負担金 200 万円は、地場産センターの今回の改革を進めるに当たりまして、現状分析を十分行う必要があるため、客層や道の駅を利用した人の人流データなどの分析を行い、今後の事業展開を図っていくための委託費でございます。その下の黒ポツ、地場産センター運営貸付金 3,000 万円は、地場産センターの運転資金を目的とした短期貸付金となっております。資金調達計画を提出させる中で段階的な貸付けを行うものであります。

す。年度内に全て返済されているものでございます。私からの説明は以上でございます。

○観光課長 それでは、次の234、235ページになります。併せて、予算説明資料の21ページを御覧いただきたいと思っております。商工費4目地域ブランド推進事業費、予算額が5,978万8,000円。こちらの事業につきましては、塩尻ブランド戦略に基づき、地域ブランド推進活動協議会を中心に地場産品である塩尻ワイン、木曾漆器等の認知度の向上を図り、本市に対する評価と知名度をアップするためのものでございます。上から6つ目の黒ポツ、ワインブランド推進事業負担金157万5,000円につきましては、こちらは塩尻ワイナリーフェスタ負担金として150万円、また、ワインパーティー運営負担金7万5,000円として民間団体が主催するワインパーティーなどのワイン普及事業に補助をしております。今年度につきましては、コロナ禍におきまして、こちらの負担金の支出はございませんでした。次の黒ポツ、地域ブランド推進活動負担金730万9,000円でございます。地域ブランド推進活動協議会へ負担金を交付し、効果的な地域ブランド産品のプロモーションを推進するためのもので、特産品の県外PR、ワインプロモーション、商談会等でのプレゼンテーションなどを行っております。支出の大きい事業としましては、東京で一昨年開催しましたSHIOJIRI GRAND WINE PARTYを縮小した形で、首都圏でワインパーティーを開催する準備費用としまして、100万円をまずは計上しております。併せて、ミス・ワイン日本大会への協賛として363万円、アンテナショップ等でのPR費として94万6,000円、山賊焼きのPR、またワインのBIOの推進ということで81万円、関係諸経費等となっております。次の黒ポツ、シャトルバス運行補助金455万円になります。こちらは松本山雅のホームゲーム開催に伴うシャトルバス運行及びワイナリーを周遊するバスへの補助金でございます。松本山雅シャトルバス補助金は、県外からのサポーター及び中心以南の山雅サポーターの利便性を図ると共に、市内での交流を促すもので、リーグ戦12試合を対象に補助をしております。また、ワイナリー周遊バスへの運行補助金としましては、桔梗ヶ原ワイナリー循環バス、ワイナリー周遊バス、この2つのワイナリー巡りの運行補助に対する補助金で、昨年の半額程度にしておりますけれども、今年は運行便数やルートの見直しをしたり、受益者負担をいただくなど、一部有料化したため、昨年より予算を減額したものでございます。

続きまして、その下、5目観光費、予算額1億4,670万6,000円につきましては、1つ目の白丸、観光総務事務諸経費、予算額618万6,000円の事務執行諸経費のうち、下から2つ目のポツ、Wi-Fiアクセスポイント使用料130万7,000円につきましては、市内観光箇所18か所のWi-Fiのアクセスポイントの設備使用料としまして、管理運営者であるテレビ松本へ支払うものとなっております。

2つ目の白丸、観光振興事業、予算額8,902万1,000円につきましては、塩尻駅前観光センターの案内業務、また昨年からはじめておりますが、売店業務を一体的に行っていきまして、情報提供、ブランド発信により観光DXを引き続き推進をし、効果的な観光PR等の促進を図っていくものでございます。また、コロナ禍における市内観光関連事業者等を支援するため、宿泊費補助、バス運行補助、土産物店などへの消費喚起クーポン事業等、時期を見て必要な支援を実施してまいりますものでございます。1つ目の黒ポツ、地域おこし企業人報酬600万円につきましては、観光協会事務局の組織の強化を図る目的としまして、総務省が行っております民間のスペシャリスト人材を活用し、地域独自の魅力や価値の向上等につなげるもので、地域おこし協力隊員の企業版をイメージした制度でございます。民間企業の社員を市で受け入れをしまして、観光協会へ派遣し観光誘客に務めていただくものでございます。現在、引受け企業としましては、観光業界ではトップクラスの業績を持っております株式

会社JTBと最終的な調整を行っているところでございます。受入れ期間につきましては最長3年で、企業人にかかった経費につきましては特別交付税措置されることとなっており、次の237ページ、上の段落の一番下にも地域おこし企業人活動負担金と出ておりますけれども、こちらの100万円と合わせて計上させていただき、こちらにも特別交付税措置されるものでございます。同じ237ページの、少し戻りますが、上の段落の真ん中よりやや上の黒ポツ、新宿駅南口観光案内所使用料99万円につきましては、中部地方を訪れるお客様の誘客等を目的として機能している新宿駅南口地下1階にあります中部インフォメーションプラザ京王新宿の使用料でございます。そこから、4つ下の黒ポツになりますが、観光協会運営補助金7,195万1,000円につきましては、塩尻市観光協会への補助金で、塩尻駅前観光センター内観光案内所及び売店、奈良井宿場内の観光案内所、奈良井駅の観光案内所、管理運営及び観光協会の事務局職員人件費が主なものでございます。こちらが4,405万1,000円となります。また、アフターコロナ関連施策としまして、旅行者支援として、宿泊費補助やバス事業者への間接的な補助としまして、バス旅行へのバス運行補助、土産物店などへのクーポンによります消費喚起策などとして2,250万円、また高ボッチの草競馬、そば切り物語り、小坂田花火大会など、観光イベント等の開催に対する補助金540万円余となります。ただし、こちらの夏以降のイベント経費につきましては、コロナウイルスの収束状況をにらみまして、初期費用のみの計上とさせていただいております。続きまして、そこから3つ下の黒ポツ、シャトルバス運行事業負担金289万6,000円は、奈良井宿と木曾平沢の間にシャトルバスを運行することによりまして、連続する重伝建地区をより効果的に観光資源として生かしていくと共に、漆器産業の継承、発展も含めた地域活性化に寄与していくためのボンネットバスの運行経費でございます。

次の白丸、観光施設整備事業でございます。予算額4,193万円につきましては、こちらは来訪される観光客などの利用者に対しまして、安心安全な施設を提供するため、観光施設の維持管理及び新設等を行うものでございます。下から5つ目の黒ポツになりますが、清掃委託料として367万6,000円。こちらは観光センター及びサラダ公園、奈良井の駅前、観光案内所の前にありますヒノキのかわや、それから贅川の駅前にありますそれぞれのトイレを含む清掃委託料となっています。そこから2つ下の黒ポツ、みどり湖釣り場・周辺管理委託料388万9,000円につきましては、みどり湖のへラブナ釣りの料金徴収、みどり湖花公園周辺管理等を委託するものでございます。次のページにいきまして、238、239ページになりますが、上の段の下から5つ目の黒ポツ、観光施設整備工事費2,144万円。このうちの2,000万円につきましては、1990年に建設をされました高ボッチ高原の第二駐車場、一番上の駐車場でございますが、そちらに現在あります屋外トイレが31年経過することに伴う経年劣化によりまして、かなり傷みが激しく、ずっと改善要望を出しておりましたが、この度予算づけをされまして、観光地としての印象を著しく下げていることを懸念しまして、コロナ禍でも観光客が本当に途絶えることがなかった高ボッチのトイレを取壊し、新設することによりまして、観光客の利便性の向上と高ボッチ高原のブランド価値向上に向けたトイレ整備となります。こちら2,000万円のうち、財源の10分の9につきましては、地域活性化事業債を充てるものでございます。

その下の段の白丸でございます。広域観光推進事業、予算額956万9,000円につきましては、隣接近隣の自治体と連携し、広域的な観光振興及び誘客促進事業を実施するためのものでございます。上から3つ目の黒ポツ、信州まつもと空港利用促進負担金514万円につきましては、県が主体でありますまつもと空港利用促進協議会へ50万円、地元の自治体が主体となっておりますまつもと空港地元利用促進協議会へ454万円、松本商工会議所が事

務局でございます。まともと空港を利用する会へ10万円のそれぞれ負担金となっています。そこから2つ下の黒ボツ、木曾観光連盟負担金226万8,000円につきましては、広域パンフレットやJR東海と連携した誘客事業の促進などを行っております。7款商工費につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**委員長** それでは、説明を受けました7款商工費に関する質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** 233ページのプレミアム付商品券ですが、この事業者は前回のプレミアム付商品券と同じなのか、全くゼロから募集を始めるのか、その辺はいかがですか。

○**産業政策課長** その辺は、まだ決まってはおりませんが、必要に応じては再募集をかけるかと思っております。今後の実行委員会等で、また詳細は決めていくということとしています。

○**中村努委員** 分かりました。

○**委員長** いいですか。

○**中村努委員** それはいいです。

○**委員長** ほかにありますか。

○**古畑秀夫委員** 235ページの山雅のシャトルバス運行補助金ということですが、これは、去年はあまりだったか、これの利用状況、どの程度運行しているのか。今年度、幾らかお客さんを入れたりということだと思うのですが、この辺の関係、どの程度なのか。

それから、奈良井と平沢のシャトルバスの運行も、今、お客さんが大分少ないのではないかと思うのですが、どのようになっているかお聞きします。

○**観光課長** 実際に松本山雅のシャトルバスにつきましては、去年は入場制限なり、観客を入れなかったということがございますので、一昨年に比べては、その前はJ1だったということもありまして、かなりお客様の人数としては少なくなっております。ただし、運行経費としましては、松本山雅株式会社と市で折半をして昨年も運行をしておりますが、1便につきまして、おおよそ、実際には10人以上の方が利用をされている、ときには20人近くの方が乗っておられる。昨年につきましては、入場制限をしたり事前予約という形を取りましたので、あらかじめ人数を制限して運行をさせていただいております。

続きまして、重伝建バスにつきましては、去年も実際に運行をしましたが、ほぼ一昨年と変わらないような人数のお客様が乗っております。1日平均30人近くのお客様が利用をされておりますが、30人が多い、少ないではないのですが、実際に1日6往復をしています。その中で、多いときには10人からのお客様。ただし、半分の席を去年は乗れないような形を取りまして、6人程度に制限したというのがありますけれども、人数制限をさせていただいて、利用実績としましては、去年は4月から8月までの運行に対しまして、1,500人からのお客様が利用をしています。以上です。

○**古畑秀夫委員** 続けて、235ページの一番下の白丸の観光振興地域おこし企業人報酬600万円というのはどういふものか、もう少し具体的にお願ひします。

○**観光課長** 地域おこし協力隊とはまた別に、企業から人員を派遣していただきまして、専門知識を持った事業者様から、かなりプロパーの方を派遣していただき、地域貢献に役立てていただくプログラムをつくっていく

ものとなっております。もしよろしければ、資料がございますので、お配りさせていただきたいと思いますが。

○委員長 許可します。

○観光課長 今、資料をお配りさせていただきましたが、一番上にありますように、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れをしまして、そのノウハウや知見を生かしまして、地域独自の魅力や価値の向上等につなげる業務に従事してもらうということでございます。実際には、受入れ市町村にはかなり制約がありまして、活動地域ということで、定住自立圏に取り組む市町村、条件不利地域ということで塩尻市も該当になっています。下に実績であります、平成26年度からスタートした事業でございまして、令和元年度につきましては、65団体95人という民間企業が活用をされています。実際に長野県でも3市、上田市、伊那市、飯山市を含む6町村で活用をしまして、先進技術等を活用したITということで、例えばSoftBankからとか、観光関係でクラブツーリズムや近畿日本ツーリストからとかという形で、観光分野がかなり多い形にはなっておりますが、そのほかにも、ICTを活用した健康プログラムだとか、いろいろな分野でシティープロモーションだとかエネルギー分野ということで活躍をされてきている実績がございますので、本市も令和3年度につきましては活用させていただいて、観光協会が今DX化に取り組んでおりますので、そちらと合わせて旅行業を観光協会が取得をいたしましたので、旅行商品を組み立てていただくという形で活用をしていきたいと考えております。以上です。

○古畑秀夫委員 説明にあった観光協会が観光事業とは、具体的にどのようなことを。団体を組んで行くようなことではないと思うのですが、どのようなことをやるということでしょうか。

○観光課長 実際には、ここにもありますように、受入れ自体は市町村で受け入れなければいけませんので、塩尻市が受け入れをしまして観光協会に派遣をするという形を取りますけれども、実際に観光分野で活動をしていただくということで、先ほども少し話をしましたが、観光協会が着地型旅行業という旅行業を取得しましたので、自分で募集、旅行事務ができます。具体的にはワイナリーを使った観光商品であるとか、Fパワープロジェクトが教育旅行などあらゆる分野から注目をされていることもありまして、そういった産業観光的なものも含めて、ツアーを組んでいただこうと思っております。また、併せて、いろいろな知見をお持ちです。JTBであれば、かなりのビッグデータも持っておりますので、逆にそういったものも活用させていただいて、どういった方が塩尻に来ている、また、塩尻からどういう形で回遊されているというのがデータ分析できますので、そういったものも活用させていただいて、今後の塩尻の誘客促進に役立てていきたいと考えています。以上です。

○古畑秀夫委員 これは、国がある程度、お金をということですか。

○観光課長 そうです。総務省の事業でありまして、先ほども申しましたように、コロナ禍で、一番真ん中辺にお金のことが書いてありますが、特別交付税措置をされるということで、上限はございます。一番上の企業人の受入れの期間前に要する経費は、これは塩尻では必要としませんけれども、2つ目の白丸で、企業人の受入れの期間中に要する経費ということで、上限が560万円。これは人件費というより、本人に払うお金ではなくて、JTBにお支払いをして、会社の経費として塩尻に貢献をしていただくということでお支払いをします。併せて、その下の白丸が、その方が発案なり提案をしていただいた旅行商品等が出来上がったものに対して、上限で100万円の事業費も、これは2分の1でありますけれども、交付税措置をされるということで、ほぼ特別交付税措置をされるものとなっております。以上です。

○古畑秀夫委員 そうすると、JTBの方が派遣されてくるということでいいわけですか。

○観光課長 今、最終調整を行っておりますけれども、JTB長野支店で、今、人事異動の時期でもございまして、誰を派遣するか、また、この金額に見合った方、それから、実際には常勤ということではなくて、恐らく週の半分ぐらいという形になるかと思っておりますけれども、塩尻に入っていただく。併せて、あとは、テレワークが主になるものですから、基本的には塩尻の観光協会にいていただいて、そこでテレワークをしていただくということも含めて、通年としていただけたらと思っております。以上です。

○古畑秀夫委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 これについて、企業の受入れ期間中に要する経費ところで、JTBというお話があったのですが、これは期間が3年間ということで、当然住まいも必要になると思うのですが、その経費というのは相互でみるのか、先ほど労働費で出たような制度を活用してやるのか、その辺はどうですか。

○観光課長 実際にこの方は、所属自体は企業にもともと所属しておりますので、半分は企業の仕事をすることで、実際に御給料もJTBから払われますし、自分の住まいにつきましても、これは市で持つのではなくて、JTBの勤務の1つで、例えば松本支店に配属されたのと同じような形で、特にその負担が塩尻に来るということとはございません。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○議長 233 ページの木曾漆器振興事業の中で、漆器祭、宿場祭の開催が不透明ということでした。秋の漆器祭のときに、研ぎ出しと言うのですか、あらかじめ塗ってある漆の研ぎ出しをオンラインでやって評判がよかったようですけれども、最近の動向として、そういう体験をしてもらうことでつながるといことが、今大事ということをお聞きしておりますけれども、もし開催できないときも、そういった工夫が必要とか、あるいは、去年のワイナリーフェスタが中止になって、映像を流して歩いているような体感というような工夫をされているのですけれども、今年は、もしやれない場合はどのようなことをお考えなのか。もしやれても、来られない人のことを考えたら、そういったことも進めていくことが必要かと思うのですけれども、どうでしょうか。

○産業政策課長 先ほど、議長からもお話がありましたとおり、去年は春も中止、秋につきましてもオンラインで実施いたしました。YouTubeですとか、そういったもので全国的に発信をする試みも初めてやっております。秋の漆器祭でのYouTubeの延べ再生回数が、もう1,000回を超えているというような状況になっております。Facebookにつきましても1,300回を超えているということの中で、ある程度の効果はあったかと思っております。新年度につきましても、もしできないですとか、再延期となったときにも、産地としては、何かしらの情報を発信していきたいという気持ちは十分持っていますので、そういった形で、代替えではないですけれども、新たな漆器祭のブランドをつくっていければと思っています。ただ、今現在は、できれば、産地としては規模を縮小してでもやりたいという声は聞いておりますので、もし可能であれば、やれる方向の何かしらの手だては、今後、準備をしていきたいと考えております。

○議長 やれることを願っておりますけれども、もしやれたとしても、来られない人というのも世の中にはいるので、いずれにしても、研ぎ出しをした漆器のスプーンですとかは、もう1回送り返したりは、いずれもしていると思います。そういうことが、来られない人にもつなげることになるかと。

それから、松本広域連合で、各市村にも観光の担当と連携をして、広域でも洗練し合えるようにという話で、委員会にも観光の部分が最近入ってきているわけですが、スマホを使って、まつもトコトコという名前で、それぞれの市村のPRをするようなことが始まりましたけれども、その辺にも掲載したりですか、PRを活用することがいいと思うのですけれども、その辺はどうですか。観光に聞かないと駄目ですか。

○観光課長 では、私からお話させていただきますが、松本広域連合につきましては、今おっしゃるように、まつもトコトコというホームページを持ちましてPRをしてきております。この秋から始まりまして、QRコードのついたカードを、今、観光案内所に、奈良井も含めて配置をしています。また、市でもアルプスの風という広域連合の広報誌であったりとか、ホームページ等へ掲載する内容につきましては、随時、連絡をすれば取り上げていただくことになっておりますので、漆器も産業と連携をしまして、情報提供をしまして、そういったPRにも努めていきたいと思っております。以上です。

○議長 確認です。239 ページのところに入っていたのだと思いますけれども、高ボッチのトイレですけれども、以前、トイレをつくるという前の話のとき、環境に配慮したトイレというお話が、つくるときにはあったけれども、今回はどのようなトイレなのかお聞かせください。

○観光課長 いろいろな分野で検討させていただきました。草競馬場の横にあるトイレにつきましては、本当に自然に優しいトイレで、そのまま水も雨水を利用して、何年に1度のくみ取りですむような沈殿していくような層をつくっています。ただ、第2につきましては、もともと水がないということもありまして、下のひょうたん池から水をくみ上げて、牧場に行く水と合わせて少し分水していただいて、トイレに分けているという事情もございます。ただ、その浄化槽は、引き続き利用をする中で、自然環境に優しいというところは特に今までと変わるところはございませんけれども、規模等も本当に最小限の中でやっていくように考えておりますので、方式自体を何か新しいものに切り替えるということは、今のところ考えてはいません。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 商工費全般で、財源内訳のことを分かれば教えてほしいのですけれども、それぞれの商工費の中で、国庫補助をどの事業に充当しているか。大きいところだけで、教えてください。

○産業政策課長 まず、産業政策課になりますが、229 ページの地域企業経営革新プロジェクト推進事業の上から2つ目のポツ、地域産業創造事業委託料。こちらが地方創生推進交付金を充当することとしています。あと、同じ丸の中の下から2つ目、商工業振興対策事業負担金1,700万円ですけれども、こちらに一部臨時交付金を充当することとしています。先ほどの地域企業の中の一番下の黒ポツ、経営革新コーディネート等負担金につきましても地方創生推進交付金を一部充当することとしています。続きまして、231 ページになります。真ん中の白丸になります企業立地促進事業、一番下のサテライトオフィス支援事業補助金ですけれども、こちらに臨時交付金を一部充当することとしています。あと、233 ページになります。一番上の白丸、起業家教育事業に地方創生推進交付金を一部充当。その下の白丸、新型コロナウイルス感染症関連につきましては、臨時交付金を充当することとしています。あと、木曾漆器振興事業につきましては、工事絡みにつきましては過疎債を充当することとしていますし、指定管理料につきましては地方創生推進交付金を充当いたします。また、ちょうど真ん中辺りにあります黒ポツ、備品購入費につきましては、地方創生推進交付金を充当することとしております。下から9つ目、木曾漆器振興対策事業負担金。こちらに一部ですけれども、地方創生推進交付金を充当。あと、

産地活性化プロジェクト負担金から経営アドバイザー業務負担金、こちらにも地方創生推進交付金、4事業について充当ということを予定しています。

○**観光課長** 観光につきましても、237 ページになりますが、上の段落の下から5番目に観光協会運営補助金とございます。ここの中でも、先ほど説明をしましたが、コロナウイルス対策の関連事業で、バス支援だとか旅行者支援をもっと行いますので、そういったコロナ関連の経費1,500万円中1,125万円がコロナ対策臨時対策交付金を充てることとなっています。それから、併せて、地域おこし企業人がございましたけれども、これが交付税措置されるという形になっております。以上です。

○**委員長** よろしいですか。

○**中村努委員** コロナ関係の臨時創生交付金の使い道として、いかがなものかという新聞記事が出ました。あれを見ますと、事業を観光協会が募集するようになっていたと思うのですが、その事業の選定ですとか、国に対する申請とか、そういう業務はどういう形でやっているのでしょうか。

○**観光課長** 恐らく、信毎に載っておりました地域の観光資源発掘事業のことだと思われれます。こちらにつきましては、確かに、国のコロナウイルス対策の交付金を充てておりますが、使い方も全く同じ形が国から示されておりまして、全くもって使い方が悪いというわけではなくて、新聞の記事を見ますと、どうしても直近で飲食業がこれだけ困っているのに、要はアフターコロナに対する、アフターコロナは後でもいいのではないかと、信毎から、かなり市にも取材がありましたけれども、それをどうして優先してやるのだというように言われましたが、それはそれでやっていますということでお話をして、観光ではなくて産業支援であったり直接支援をしています。ただ、アフターコロナをやっていかないと、いざとなったときに観光事業を、すぐにはいろいろな募集もできないので、今から地域の皆さんと共にやっておりますという形で支援させていただいたのが、こちらでございます。こちらは市内14団体から応募がありまして、実際に活動をされて、市民の皆さんが手を尽くしていただいて、いろいろなつくったものに対して10分の9、上限20万円で補助しますというものがございまして、新聞の中にもありましたけれども、ワインのパンフレットを独自でつくっていただく団体があったりだとか、自分のところの宿場に高札場みたいながありますけれども、それに屋根をつけたり、風呂掃除に屋根をつけたりという形での支援がほとんど、併せて、登山道につきまして、案内板を、この際きちんと整備をしたいということで、霧訪山であったり、もみじ山であったり、きちんと案内板の整備をしていただいたというもの、合わせて14団体という形でございます。観光協会が実際請け負ってございましたけれども、市と合わせて両方の事務局で最終審査をさせていただいて決定をして、観光協会長に見ていただいて、最終の決裁をしていただいて、決定をしたという経過がございます。中には、却下をしたケースもございます。これは、どうしても、宗教がいい悪いではないのですが、お寺の屋根を直したいだとか、そういったものがございましたので、それは大変申し訳ないですけれども、今回は対象にはさせていただかないとか、ほかにも連絡はありましたが、実際に最終的に採択をさせていただいたのが14団体という形になります。以上です。

○**中村努委員** 市も関わって選定していただいたということですが、観光協会に募集を投げってしまうと、その辺の区分が非常に曖昧で私たちも説明しようがない部分が出てくるもので、募集は観光協会でもいいかもしれないけれども、選定はしっかり市で、交付金の目的に合った事業かどうかというのは、市民に自信を持って説明できるようにしたいと思います。

それから、これからの話になるのですが、産業振興事業部長にお聞きしたいのですが、国が、今、第3次補正予算と令和3年度予算をやっている、コロナ関係を含めた新しい経済対策を検討していると思いますが、今回の予算にプラスして何か想定しているような事業はありますか。

○**産業振興事業部長** 現時点では、新年度当初予算に盛った事業がまず最優先で取り組んでいくべきとは思っております。ただ、本会議でも議論がございましたが、第4波が来たりだとか、状況が本当に急変したり、激変したりしますので、当然ながら財源は必要でございますけれども、それは臨機応変に対応して、きちんと議会にもお諮りをしまして、事業者の支援につながるような事業をしっかりとやっていきたいと考えております。

○**中村努委員** 現時点で、例えば、商工会議所からぜひこんなことをしてほしいとか、そういうような具体的な要望はありますか。

○**産業振興事業部長** 現時点では、2月2日に緊急要望をいただいておりますけれども、事業に盛り込まれた内容が聞いている中では全てでございますけれども、その中でできていないところもございます。例えば、飲食店を支援しましたが、商工会議所の緊急要望では、それに関連する卸売業だったり、クリーニング業を支援してほしいとか、そういうような要望がありましたので、そういうところは状況を見ながら策を考えていかなければならないと考えております。

○**中村努委員** 非常にスピーディーに対応していただければならないと思いますので、ぜひ議会にも、なるべく早い段階で御相談いただいて、一緒に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○**副市長** 補足をさせていただきますけれども、今、中村委員がおっしゃったように、実は雇用調整助成金がこの6月で一応切れる予定で、これが延長されるかどうか分かりませんが、いろいろな経営者の皆さんとお話をする中では、今、実はこれでもっている。雇用調整助成金で何とか雇用を維持しつつ、従業員の給料が多少下がっても雇用を維持させている。これがもし切れたときに、どこまでもちこたえられるか分からない。今は飲食とか、あるいはサービス業等も比較的雇用が小さい企業者が大変困っているわけです。製造業の皆さんは、多少底を脱したみたいなどころをお考えのところがありますけれども、もしこれで雇用調整助成金が終息を迎えるということになると、大変、一気に雇用状況が悪化する。こうしたときに、それが、その地域経済に及ぼす影響というのは、今の比ではないのではないかと私には思っているのです。そのときにどういう手を実際に打てるのか。まさに、これは国が一生懸命考えていただいて、例えば、その助成金をもう少し延ばしていただくとか、こういうふうにしなないと、今の状況でこのまま、はい、終わりということになると、もうもたないのではないかと。その辺は、我々も市長会などと通じながら、しっかり要望していきたいと思っておりますし、雇用をどうやって安定的にさせていくのかということの対策を、我々自身としても考えていくというようにしていきたい。

○**委員長** よろしいですか。ほかに。

○**古畑秀夫委員** 今のお話で行くと、どうしても雇用調整助成金というのは国の事業なものですから、できる限り市のほうからも状況を見ながら上げて、延長していただくようにしていかないとなかなかどうにもならない。1市で何とかできるような状況ではないものですから、状況を見ながら延長をお願いしていくしかしようがないと思うのですが、その辺それぞれの立場の中で状況を見ながら、いろいろな立場の人たちもいますので、そういうところから上げてもらうしかしようがないと思います。そんなことでぜひお願いします。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。よろしいでしょうか。

それでは、商工費までは以上で終了といたします。ここでまた小休憩を10分間入れたいと思います。

午後3時31分 休憩

午後3時38分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。8款土木費、それと11款災害復旧費、この説明を求めます。

○建設課長 それでは、予算書の240、241ページをお開きください。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費から説明をさせていただきます。備考欄の上から3つ目の白丸、統合型GIS共用空間データ作成事業でございますが、1つ目の黒ポツ、統合型GIS共用空間データ作成業務委託料1,467万4,000円につきましては、適正な地図情報を市民、企業等へ提供すると共に、利用者へのサービス向上のために、2,500分の1や1万分の1の基盤図について、主に市街化区域等の地図情報を更新させていただくものと、併せて、GISシステムの保守点検を行うものでございます。その下の黒ポツ、道路関係台帳等管理委託料773万3,000円につきましては、市道の道路台帳修正等の業務の委託でございます。

242、243ページをお開きください。2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費を御覧ください。備考欄の2つ目の白丸、道路橋梁事業諸経費679万2,000円につきましては、5つ目の黒ポツ、長野県有料道路通行券購入費226万8,000円でございます。これは新和田トンネルの有料道路通行券を購入するものでございます。なお、三才山につきましては、去年の9月1日に無料化がされております。また新和田トンネルにつきましては、来年の4月1日に無料化される予定となっております。また、その6つ下の黒ポツ、県道路整備期成同盟会負担金から下の黒ポツにつきましては、道路の整備促進同盟会、道の駅に関わる加盟団体等の負担金や県の道路整備に関わる負担金等でございます。

次に、2目道路維持費をお願いいたします。1つ目の白丸、道路等維持事業2億9,252万5,000円でございます。244、245ページをお願いいたします。2つ目の黒ポツ、清掃委託料715万円でございますが、市道の草刈りや除草、浸透ますの清掃等を行うものでございます。次の黒ポツ、街路樹せん定等委託料1,328万5,000円、主な場所につきましては、中央スポーツ公園周辺のケヤキの剪定、あと市役所周辺や広丘駅周辺の高木や低木の街路樹剪定を実施するものでございます。その下の黒ポツ、市道維持補修作業委託料717万8,000円でございます。主に道路パトロールの委託として建設業協会に市道の穴埋め等を委託するものや雨水排水ポンプ7か所の維持管理を業者へ委託するものでございます。その下の黒ポツの重機借上料1,006万7,000円でございますが、道路側溝土砂撤去や路面の土砂撤去に関わる重機の使用料となります。その下のLED照明使用料420万3,000円でございますが、こちらは平成28年度に実施いたしました市内の道路照明のLED化のメンテナンスを含めたLED照明の使用料でございます。こちらは10年間の債務負担行為としておりまして、10年間での債務負担行為の額は4,202万9,280円でございます。続きまして、その2つ下の黒ポツ、道路維持工事1億8,890万円につきましては、地元要望に対応する道路維持工事、緊急的な修繕等に対応する維持応急工事、凍上被害や路面のひび割れ等に対応する舗装改良工事、上下水道埋設に伴う舗装復旧負担金5,000万円で行う舗装の本復旧工事となります。その下の黒ポツ、排水路整備工事4,500万円につきましては、地元要望等による排水路の整備と野村桔梗ヶ原区

画整理事業の区域の縁辺部に関わる排水路工事となります。

次の白丸、除雪対策事業 6,797 万 4,000 円でございます。これにつきましては、除雪の対応といたしまして昨年の予算と同程度の予算を計上させていただくものでございます。

3 目の道路新設改良費でございます。一番上の白丸、幹線道路整備事業 1 億 7,210 万円につきましては、予算案の説明資料では 22 ページの中段のところでございます。実施する路線は 3 路線となっております。まず 1 路線、(仮) 齒科大東交差点改良事業につきましては、詳細設計、用地測量、不動産鑑定が完了しております。現在、用地取得、移転補償に取り組んでおりますが、引き続き令和 3 年度も継続して用地取得と移転補償を行っていくものでございます。次に、塩尻町交差点改良事業でございます。国道 153 号と市道町区火葬場線との変則交差点の改良です。ここも用地測量、舗装調査、不動産鑑定を行っていくものでございます。いずれの工事も、交付金のつき具合によりましては事業の進捗に影響が出るところでございます。また、宗賀中央保育園と国道を結ぶ新設道路の(仮) 宗賀中央保育園国道線につきましては、令和 3 年度の前倒しとして今年度の予算で設計業務、用地測量、不動産鑑定を行い、また飯田国道事務所との協議を現在進めているところでございます。進捗の状況と国の協議によりましては、補正予算による用地取得も検討していきたいと考えております。

続きまして 244、245 ページに戻っていただきまして 2 つ目の白丸、生活道路整備事業 1 億 100 万円でございますが、主には地区要望による道路改良工事と国鉄側道線の西条線からみどり湖駅へ向かう区間の道路拡幅、また北小野の古町で県が整備する堂の入砂防事業に関連する取付道路の用地取得費などが主なものとなっております。

続きまして、その下の歩道整備事業 9,690 万円につきましては、説明資料では 22 ページでございます。歩道整備事業として 3 か所の整備を進めるものでございます。君石野村線につきましては、丘中から県住の君石団地までの歩道の整備で、本年度に引き続き約 100 メートルの工事を実施する予定でございます。下西条町区線につきましては、一本木の区画整理地から 153 号線のヤマニの酒屋に通じる部分となります。用地測量、補償物件等の調査を進めてまいります。また、(仮) 齒科大東交差点から広陵中へ向かう市道広丘南保育園北線ほか 2 路線について用地測量、補償調査に取り組んでいくものでございます。今後も歩道整備を進め、歩行者の安心と安全の確保に努めてまいります。

続きまして、予算書 246、247 ページをお願いいたします。一番上の白丸、道路施設長寿命化改修事業 1 億 7,380 万円については、これは予算案の説明資料では 22 ページです。備考欄の 1 つ目の黒ポツ、測量設計調査委託料 3,180 万円については、橋梁の法定の定期点検と、そのほかに平成 23 から 25 年度に市内全域の舗装の調査を実施して作成しておりました舗装修繕の個別施設計画、これを見直ししていくということで計画をしています。それに伴いまして、見直しと併せて路面の性状調査も実施をして、この個別計画を見直すというものでございます。また、その下の黒ポツ、1 億 4,200 万円については、舗装修繕工事として東山山麓線と桔梗ヶ原ぶどう線、郷原工業団地から国道 19 号までの一部、あと角前工業団地内の市道について舗装修繕改良工事を実施するほか、橋梁の法定点検によって早期修繕が必要となったⅢ判定の橋梁の修繕工事を実施していくものでございます。

次に、4 目交通安全施設費の備考欄、交通安全施設整備事業 2,000 万円については、1 つ目の黒ポツ、交通安全施設設置工事については、カーブミラー、ガードレール、区画線の設置を行うものでございます。また、次の黒ポツ、通学路安全対策工事は、社会資本整備総合交付金事業を活用しながら、小中学校の通学路の合同安全点

検を実施した箇所を対象として工事を行うものでございます。

3項河川費 1目河川維持費をお願いいたします。2つ目の白丸、河川改修事業、2つ目の黒ポツ、河川改修工事 198万円は、市が管理する河川等の改修工事となります。

次の白丸、河川維持諸経費でありますが、2つ目の黒ポツ、河川公園管理委託料 155万5,000円につきましては、奈良井川のリバーサイドパーク堅石や親水公園の管理委託料となっております。一番下の黒ポツ、河川環境整備工事につきましては、河川の維持管理工事を行うものです。私からの説明は以上でございます。

○都市計画課長 私からは、4項都市計画費について御説明をいたします。それでは、1目都市計画総務費をお願いいたします。2つ目の白丸、都市計画総務事務諸経費 937万8,000円は、都市計画課の事務執行に係る経費でございます。主な内容につきまして、最初のポツ、都市計画審議会委員報酬 14人分の 18万8,000円につきましては、片丘地区、みどり湖地区で進めています地区計画の決定などについて審議会を開催する経費でございます。次の民間事業者公募選定委員会委員報酬 3人分 2万1,000円につきましては、小坂田公園に係る P a r k—P F I の公募選定に係る選定委員会を開催する経費でございます。248、249 ページをお願いいたします。上から 9つ目のポツ、地区計画策定基礎調査業務委託料 429万円は、昨年制度化しました地区計画について複数の地区が研究を始めており、そういった新規地区の基礎調査に加え、本年度長野県で作業を進めてきました区域マスタープランの区域区分の見直しの結果を受けまして、令和 7年度までの計画で本市の人口フレーム、工業フレームが一定程度確保できることとなったため、今後市街化編入を目指した新たな土地区画整理事業などによる市街化編入予定地を選定するための調査費を計上したものでございます。

次の白丸、都市緑化推進事業 378万7,000円の主な内容について、3つ目のポツ、開発緑地整備委託料 100万8,000円は、開発緑地の樹木の剪定、伐採を行う経費でございます。次に、下から 2つ目のポツ、危険遊具改修等工事 170万円は、遊具の危険度判定を行った結果に基づき、地区と相談する中で危険遊具の改修または撤去を行うものでございます。次のポツ、苗木代 76万6,000円は、出生記念樹及び新築記念樹等の苗木の交付を行うものでございます。

続きまして、2目公園管理費でございます。白丸、公園等管理諸経費 5,073万8,000円につきましては、小坂田公園を初め市内 32 の都市公園と榎川地区公園条例に基づく 5つの公園の管理を行うための経費でございます。主な内容につきまして、下から 4つ目のポツ、公園管理委託料 2,096万4,000円は、街区公園等の除草、清掃、剪定や小坂田公園の有料公園施設の管理をシルバー人材センターに委託するものでございます。250、251 ページをお願いいたします。上から 5つ目のポツ、公園整備工事 79万8,000円は、野村中央公園のトイレの改修を行うものでございます。

次の白丸、公園施設長寿命化改修事業 200万円は、平成 25年に策定しました長寿命化計画に基づいて遊具の補修改修工事を予算の範囲内で年次的に進めているものでございます。

次の白丸、小坂田公園再整備事業について、午前中にお配りしております資料を併せて御覧いただきたいと思っております。この資料につきましては、令和 2年度補正予算で、来週の月曜日に御審議いただくこととなりますけれども、10号の補正予算、5億5,000万円の増額及び今説明をしております令和 3年の当初予算 7,000万円の工事の予定箇所を示した図面でございます。

資料の左上を御覧ください。トイレと休憩広場の整備費として令和 2年補正と令和 3年の当初の合計で 1億

4,100万円の工事を予定しています。この東側のトイレの整備につきましては、都市公園の設計基準、設計要領に対し、現行のトイレは現在の基準を満たしていないこと、また近年トイレの清潔感ですとか広さなどが利用者視点で求められていることから、実施設計段階で東側のトイレを改修ではなく新しく新設することにしております。

次に、右上の展望駐車場につきましては、本年度解体工事を出しているのですけれども、これに加えて令和2年の補正対応で路盤工、配水工、照明関連等の電気設備の工事を行う予定としております。

次、左下ですけれども、サッカー場整備につきましては、メインピッチの造成、観客席の設置、設備工事として散水設備、ポンプ等を予定しております。

次に、東側駐車場につきましては、国道の左折レーンの設置を含んだ青い囲みになっている部分の整備を行うこととしております。

裏面へ行きますと、公園西側の都市公園内に一部個人所有の土地がございます。赤く囲まれた部分ですけれども、この部分を今回の再整備に合わせて用地買収をするもので、200万円を計上しております。令和3年度当初予算としましては、表のトイレ休憩広場の6,800万円と裏側で説明しました用地取得費200万円という形で、合計7,000万円を計上しているところでございます。

それでは、予算書250、251ページにお戻りいただきまして、3目都市計画道路費につきましては、併せて説明資料23ページを御覧ください。白丸、都市計画道路整備事業3億6,600万円の主な内容について、すぐ下のポツ、市道新設改良工事2,530万円は、本年度工事着手しました段丘部分の100メートルの舗装工事を行う経費でございます。その下のポツ、都市計画道路工事負担金1億8,380万円は、土地区画整理事業地内の広丘東通線401メートル及び高原通線328メートルの整備費を、またその下のポツ、公共施設管理者負担金1億5,690万円は、先ほどの都市計画道路の整備に係る用地補償費、用地費につきまして塩尻市土地区画整理事業助成要綱に基づきまして、それぞれ野村桔梗ヶ原土地区画整理組合へ負担金として支払うために計上したものでございます。

次に、4目駅施設維持費をお願いします。白丸、駅舎等維持管理諸経費821万4,000円は、塩尻駅2基、広丘駅2基、計4基のエレベーターの維持管理費及び広丘駅のトイレ、自由通路の清掃業務に必要な経費をそれぞれ計上したものでございます。

続きまして、5目区画整理事業費をお願いします。白丸、塩尻駅北土地区画整理事業3,960万円の主な内容について、1つ目のポツ、測量設計調査委託料660万円は、地区内の公園整備に係る設計を行う費用でございます。次のポツ、公園整備工事3,300万円は、3か所あります公園のうち事業地内の中央に位置します墓地に隣接した場所の1号公園といわれる約2,300平米の整備を行うものでございます。

次の白丸、野村桔梗ヶ原土地区画整理事業は、予算説明資料23ページを併せて御覧ください。この事業は、企業誘致の受皿となります産業団地の整備を行うものでございます。主な内容につきましては、1つ目のポツ、区画整理事業補助金7,410万円は、塩尻市土地区画整理事業の助成要綱に基づきまして、地区内の都市計画道路以外の道路築造に係る舗装工事の費用にかかった経費及び調整池築造に係る経費の10分の5を補助金として計上したものでございます。

252、253ページ、6目市街地活性化事業費をお願いします。白丸、ウイングロード管理事業8,762万4,000円は、平成22年に市が取得しましたウイングロードビルの維持管理に係る経費を計上したものでございます。主な

内容について、1つ目のポツ、ウイングロード管理業務委託料 762 万円は、振興公社にビルの管理運営を委託するものでございます。次、2つ目のポツ、割賦負担金 2,892 万 4,000 円は、平成 29 年度に振興公社で行いました空調設備の改修工事にかかった費用を 10 年分割で支払っているものでございます。次、4つ目のポツ、ウイングロード設備改修負担金 5,000 万円は、建築後 28 年が経過しておりまして老朽化が進んでいます建物の維持修繕工事を行うもので、具体的な内容につきましては、館内の電気系統を管理している自動制御中央監視盤の更新、給水加圧ポンプの更新など、設備系統及び電気系統の整備が主な内容で、そのほかに建築の外壁の剥離が確認されておりますので、その建物の調査、診断を行う経費を計上しているものでございます。

次の白丸、広丘駅東口駐車場整備事業 404 万 8,000 円は、広丘駅東口に設置したパーク&ライド駐車場の維持管理費でございます。主な内容につきまして、5つ目のポツ、駐車場管理業務委託料 286 万円は、精算機の保守点検、料金回収、24 時間での異常時の対応などの業務を委託する経費でございます。

次に、7 目交通安全対策費をお願いします。白丸、交通安全対策事業諸経費 1,448 万 5,000 円は、市民の交通安全対策に必要な経費を計上したものでございます。主な内容につきまして、すぐ下のポツ、塩尻市交通安全対策委員会委員報酬 7 万 4,000 円は、塩尻市交通安全基本条例に基づき、委員会を開催する経費でございます。次に、下から 5 つ目のポツ、交通安全教室等委託料 200 万円は、NPO 法人に保育園や小中学生に対しての交通安全教室の一部を委託する経費でございます。次に、一番下のポツ、自動車急発進防止装置整備費補助金 400 万円は、昨年 2 月から高齢者の交通事故防止対策として創設した補助制度で、令和 3 年度についても引き続き制度を継続してまいります。なお、昨年 2 月から本年 2 月までの実績につきましては、申請件数 199 件、執行額として 770 万円余となっているところでございます。

続きまして、8 目輸送対策費をお願いします。1 つ目の白丸、輸送対策事業 1 億 4,669 万 8,000 円は、地域振興バス 10 路線の運行経費を計上したものでございます。主な内容について、1 つ目のポツ、塩尻市地域公共交通会議委員報酬 12 万 8,000 円は、道路運送法に基づき設置している会議で、主に地域振興バスの運行について協議会を開催する経費でございます。254、255 ページをお願いします。上から 6 つ目のポツ、地域振興バス運行委託料 9,847 万 2,000 円は市内 10 路線のバスの運行経費で、檜川線を大新東株式会社に、それ以外の 9 路線をアルピコタクシー株式会社にそれぞれ運行を委託する経費を計上したものでございます。次のポツ、オンデマンドバス実証実験委託料 4,094 万円は、昨年 11 月に無料の実証実験を行った中心市街地循環線のエリアで令和 4 年度からの本格運行に向けまして有償の実証実験を行う経費として委託料を計上したものでございます。

次、2 つ目の白丸、駅前駐輪場等管理事業 75 万 4,000 円は、みどり湖駅、広丘駅の駐輪場の管理に要する経費をそれぞれ計上したものでございます。

次に、9 目下水道事業費でございますが、下水道事業会計への一般会計からの繰出金として 8 億 4,636 万 8,000 円を計上したものです。私からは以上でございます。

○**建築住宅課長** 続きまして、5 項住宅費 1 目住宅企画費、説明欄 2 つ目の白丸、住宅事務諸経費 371 万 8,000 円につきまして、市内の市営住宅等 18 団地 555 戸の管理運営に係る費用となっております。5 つ目の黒ポツ、弁護士委託料 50 万円は、悪質な滞納者の退去及び支払いに係る訴えの提起や、判決を受けて実質強制執行などの法律事務の処理を弁護士に委任する費用です。その下の黒ポツ、パソコン等使用料 241 万 3,000 円は、市営住宅等の入居者情報や家賃等の管理システムを運用するためのパソコン等のハード及びソフトウェアの使用料で、昨年 10

月に新たに5年間の長期継続契約リースを契約したことから、本年度予算より53万5,000円増額となっています。次のページ、256、257ページをお願いします。1つ目の黒ポツ、強制執行予納金30万円は、長期滞納者の明渡し訴訟を行った場合に、判決により強制執行する際に裁判所に預ける費用です。

次の白丸、市営住宅管理維持補修費6,814万円につきまして、2つ目の黒ポツ、特定公共賃貸住宅等指定管理料474万円から4つ目の黒ポツ、市営住宅管理代行料1,750万8,000円までは、市営住宅等の管理運営を長野県住宅供給公社へ委託等する費用で、そのうち特定公共賃貸住宅等指定管理料と市営住宅管理代行料は、平成30年度から令和4年度まで、債務負担行為による5年契約の4年目となります。一番下の黒ポツ、改修工事1,872万2,000円につきましては、平成30年に作成しました塩尻市公営住宅等長寿命化計画の維持管理計画に基づいて実施している吉田団地の屋根及び外壁の改修を行うための工事費で、今年度までに2棟完了しており、令和3年度はC棟を実施する予定としております。

次の白丸、空き家対策事業4,495万5,000円につきましては、危険空き家等の管理不全の空き家に対する対策と空き家の利活用の促進に関する経費となっております。最初の黒ポツ、空き家等適正管理審査会委員報酬5人分3万4,000円は、危険な空き家として指定した特定空き家について、市が行う命令等の行政処分を行う際に第三者の意見を聞くものとしており、その審査会の委員報酬5人分を計上したものでございます。次の黒ポツ、空き家等対策協議会委員報酬7人分2万4,000円につきましては、空き家対策特別措置法に基づく空き家対策計画の作成並びに変更並びに実施等に関して協議するための協議会で、委員構成メンバーのうち市長を除く有識者等の委員報酬7人分を計上したものでございます。下から2つ目の黒ポツ、住宅ストック活用事業補助金2,920万円は、移住・定住促進居住環境整備事業補助金交付要綱に基づき、空き家を利活用するために空き家の片づけや改修、解体に要する費用の2分の1で、かつ片づけは10万円、改修及び解体は50万円を上限として補助するもので、6年目を迎えますが、昨年12月定例会にて420万円余の増額補正をし、予算額1,922万5,000円とさせていただいた経過を踏まえ、今年度より増額をお願いすると共に、令和元年度に作成した塩尻市立地適正化計画の具体的な施策の1つとして居住誘導区域内の空き家を優先的に解消すべく補助金交付要綱の改正を行い、居住誘導区域内の昭和56年以前の旧耐震基準の住宅の解体事業については、通常の50万円の上限を50万円加算して100万円とし、解体を促し、優良な住宅の流動化を図るよう計画していることから、解体の上乗せ補助件数を20件分として、昨年度から1,420万円増の2,920万円を計上したものでございます。一番下の黒ポツ、空き家利活用事業負担金1,188万9,000円につきましては、塩尻市振興公社が行っております移住・定住促進事業のうち空き家バンクや空き家コーディネーターなど、空き家に関する事業に対する負担金で、利活用可能な空き家と移住・定住希望者とのマッチングを市内不動産事業者と連携して実施しているものでございます。先ほどの住宅ストック活用事業補助金を紹介、活用しながら空き家の縮減へ取り組むものでございます。

続きまして、2目建築指導費、1つ目の白丸、建築確認等事務諸経費137万4,000円につきましては、建築基準法の規定に基づく限定特定行政庁として、建築確認申請の審査、検査及び長期優良住宅の認定審査等の事務を行うための事務諸経費です。

次の258、259ページをお願いします。1つ目の白丸、耐震対策等事業1,531万4,000円につきましては、この事業は昭和56年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅等や道路に面するブロック塀等について耐震対策を促進するための費用です。事業費につきましては、国や県から補助を受けて実施するものとなっております。1つ

目の黒ポツ、耐震診断業務委託料 499 万 4,000 円につきましては、木造住宅の耐震診断業務 76 件を見込んでおります。次の黒ポツ、耐震補強事業補助金 1,032 万円は、木造住宅耐震対策工事補助として 9 件、ブロック塀等撤去及び改善補助として 9 件を予定しております。

次の白丸、県産木材住宅普及促進事業、黒ポツ、県産木材住宅普及促進事業補助金 2,460 万円につきましては、平成 30 年度より開始した県産木材の利活用を促進するため、県産木材を活用した木造住宅の新築工事並びに住宅の耐震補強工事と併せて実施するリフォーム工事に補助を行うもので、本年度はコロナ禍の影響があつてか予算を満たすだけの申請がありませんでしたが、さらなる PR を行い、今年度並みの予算額とし、新築 16 件、改修 2 件の計 18 件分を計上しております。本事業の財源として社会資本整備総合交付金を充当する予定としているものでございます。私からは以上です。

○農政課長 11 款災害復旧費に入ってよろしいでしょうか。

○委員長 よろしいです。

○農政課長 予算書 332、333 ページ、飛びますがよろしくお願ひいたします。11 款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 1 目農業施設災害復旧費、説明欄一番上の白丸になります。市単農業施設災害復旧費 49 万 7,000 円でございます。農業施設に災害が発生した際に迅速に対応できるよう応急対策費として計上するものでございます。私からは以上です。

○森林課長 続きます、2 目林業施設災害復旧費 19 万 5,000 円であります。こちらにつきましては、災害発生時における応急工事等の芽出し計上となっております。以上です。

○建設課長 2 項の土木施設災害復旧費 1 目土木施設災害復旧費でございます。備考欄では 25 万 5,000 円となっております。これにつきましても災害時の復旧の費用となっております。説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 それでは、ただいま説明を受けました 8 款土木費と 11 款災害復旧費、この両方を併せて質疑を行います。委員の皆さんから質問がありましたらどうぞ。

○古畑秀夫委員 251 ページの白丸 4 つ目の駅舎の維持管理の関係ですけれども、実はこの間も広丘の駅の照明が切れているというようなお話や、塩尻駅の西口のほうの駐輪場の蛍光灯も切れているというようなお話をいただいて、早速担当課に直してはいただいたのですが、前回もこういうことがあったのですが、この辺の管理というか、たまには回って見てもらいたいと思うのですが、この辺どういう管理をしているか、お聞きしたいと思います。

○都市計画課長 大変申し訳ございません。管理の方法につきましては、塩尻駅の西口に関しましては、街カンへお願いをして管理をしていただいているといった状況でございます。広丘駅につきましては、シルバー人材センターなのですけれども、確かに夜間照明につきましては、昼間管理しているということで、なかなか気づきにくいといったところがございますので、そういった議員からの御指摘を受けまして、できる限り市民に不便のないような形で管理していくようなことに心がけてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○古畑秀夫委員 そんなことで、広丘なども JR の持ち分と市の持ち分みたいところで、利用者にしてみればどっちだかよく分からないみたいなのがあつたりして、この間話があつて、早速直していただいたのでいいのですけれど、ぜひそんなことで、要望ですけれど、お聞きしたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 土木費全般、特に道路橋梁費とか都市計画費になるのですが、毎年区長からいろいろ要望が上がっていると思いますが、コロナによる収支減などを理由に、予算が縮小したりとか、そういったことはありますか。

○建設課長 私どもの土木費の関係につきましては、前倒し等も含めると、昨年当初に比べて1億9,000円ぐらい予算的には増えています。

○中村努委員 具体的に聞きますが、249ページの先ほど御説明があった都市緑化推進事業の危険遊具改修等工事ですけど、これは区長初めいろいろな方から要望がある事業だと思うのですが、これは大体要望どおり、この予算でやっていけるという理解でいいですか。

○都市計画課長 この危険遊具の改修工事の170万円につきましては、計画的に危険遊具の判定を行っていき、それに基づいて行っておりますので、この危険遊具改修については計画どおり行っているといった形でございます。

○中村努委員 区長から聞くと、コロナで財政がないのでできませんと回答があったりとか、そういうことを耳にするので確認をさせていただいたので、ぜひよろしくをお願いします。

○都市計画課長 区長と相談させていただいている部分で、公園管理費の中の251ページの一番上の公園施設長寿命化改修事業といったところの部分で、これは実は平成25年に長寿命化計画を立てまして、随時更新を行っているのですけれども、主だったところがもう終わっているといった形で、この部分については若干現在使えない遊具については撤去という形を進めておりまして、令和3年については、基本的には新たに設置をしないといった形で予算計上しておりますけれども、その点については、全部撤去していけば、市内の公園に遊具が全部なくなってしまうという形になりますので、担当課としましては、令和4年度以降については、必要な遊具については、やはり子供たちが遊ぶ場所として必要な公園ですので、そういった部分は積極的に新設も含めて考えてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○中村努委員 特に街区公園の遊具などは、設置はしていただいて、管理はあと区のほうでしますよというような約束の中で、新設してほしいものは要望して造ってもらっているルールだと思うのです。老朽化して危険になって撤去してしまったけれども、その代替となるものは、新しいものを新設してほしいと、こういう声も出てくるわけです。いらないければいらないと、そのままになると思うのですが、原状回復ではないですが、元どおりの新しいものをつけてほしいといったときに、それも対応していただけるということでもいいわけですか。

○都市計画課長 全部が全部対応するといったことには、なかなか財源的なものもありますので大変だと思います。基本的な考えとしては、総合公園で小坂田公園をきちんと子どもたちの遊べる場として今整備を開始していますので、そちらをまず優先させていただきたいといった考えがございますし、きちんと整備できれば、そちらのほうへ行って遊んでいただくというのが、非常に整備する側としては喜ばしいことだと思います。その後に優先順位をつけまして、地域で必要な部分についてはきちんと整備をしていくという考えでございます。

○委員長 私から今の関連ですが、奈良井の水辺公園、これも遊具があって、それが老朽化もしていたし、一部壊れたりしていたので、撤去されたらそのままになってしまったとって地域のお母さん方が子どもを連れてきても遊ばせられないという話があったのです。これはつけてもらえないのと言われ、要望は多分上がっていると

思うので、ただ予算がつくかどうかはというような苦しい話を私も実はしたことがあります。観光客もあそこへ行って時間つぶしだとか結構使うのです。それが今、撤去されたままになってしまっていると。今のお話だと令和3年はそういう方針でやっているが、令和4年になるとまた復活するという、そういう理解をしていいわけですか。

○都市計画課長 ハードの部分につきましては、例年実施計画といった計画の中で庁内議論をしております。そういうことですので、昨年度の実施計画で議論をしたのですけれども、残念ながら本年度はこういった形で、優先順位の結果、予算から落ちてしまったといったところがございます。また担当課としましては、令和3年度の実施計画の時点できちんと地元の要望が通るような形で頑張っただけで予算取りをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 理解はしていますが、なくなったままで分からなくなってしまっていると言っていました。そういう声がありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

ほかにありますか。

○副委員長 251ページの都市計画道路整備事業であります。広丘東通線は順調に進んでいるようですが、西通線の件で今、県道塩尻鍋割徳高線の今村橋の東側の拡幅をやっています。そのところに西幹線との交差点が計画されておりますが、内容が非常に難しく、内容については承知をしていますが、いずれにしても計画をされている場所でありまして、そこが進まないで今回の県の道路拡幅改良工事から外されてしまったと。したがって、今やっているところ、東から行くのですが、ちょうど真ん中辺のところは80メートルぐらい現道のまま残るといって、こういう結果になったわけでありまして、事業内容は非常に難しいことは承知してはいますが、計画をされているのに何年間たっても進まないのが現状だろうと。結果的に県の事業にブレーキをかけることになったわけでありまして、どんなつもりでおられるか、所信をお伺いしたいと思います。

○建設事業部長 その辺の話は、私のほうからお答えをさせていただきます。私も建設課で携わったときに、あそここのところを担当させていただいた覚えがあります。今お話の所有者の方に、松本市の関係もありますので松本市と一緒に、それから県の皆さんと一緒に、地元の区長にも入っていただいて、何とかお話をさせていただきたいということで、お電話もさせてもらったり、手紙も送らせてもらったりしたのですが、結果的にはお会いすることがかなわなかった。そういうところには一切出てこれない。それは都市計画道路の見直しのときの話もございまして、そういう結果でございました。当然都市計画道路ですので、あの県道とのタッチの部分がネックになって、あれが通じてこない限りは、それから南へ延伸というのは非常に課題のある部分ということでは十分承知しております。この辺の経過については、私のみならず都市計画、建設課の職員も大勢の職員がこれを共有して分かっているつもりでございます。また今回、県道部分がそういうわけで拡幅がかなわなかったということもございまして、これは引き続き機会を捉えて交渉させていただかなければいけないと心得ております。ほかの職員もそういうふうな思っておりますので、そんな形で今後引き続き、広丘西通線の延伸という意味で、しっかりとこれは対応していかなければいけない部分だと捉えております。以上です。

○副委員長 事業に反対される方は、過去にいろんな問題があつて、その過去を引きずっている部分があるので、なかなか公共事業には賛成しきれない。こういうケースが多くて、今回もそのようなことだと思っておりますが、いずれにしても、せつかく今村橋がきれいになり、その東側も16メートルで計画したところが、ちょうど中間部

分の80メートルくらいが現道が残ってしまうと。こういうことの大きな理由が交差点の件なのですよね。それで、せっかく北側から整備を進めてきた西幹線の投資効果も発揮されないし、県道の拡幅改良にも支障を及ぼしていると。ですから、電話しても駄目だとかいろんな方法をやっているのでしょうけれども、もっと言うなれば、そこが駄目なら決定を変えとか、そういう次の方策を考えていかないと駄目だけれど、どうしたらいいか分からなくて、どうしようどうしようという、そういう意識を持っておられると思っていますが、どうすることもできないで5年も6年も経ってきたわけでしょ。だからその辺のところについては、市を挙げて、少し検討をしていただきたいと思います。

○建設事業部長 今副委員長からそういうお話をいただきまして、一つには都市計画決定されている部分ですので、これは進めていかないといけないということがございます。今のお話のように、そこがもうどうしても将来的に難しいという判断ができれば、その判断に立って、ではあの道をどういうふうにつけ替えるのか、人々が、皆さんが交通の利便性をよくするにはどうしたらいいのかということ、これまた一つ別の方策で、一つ考えなければいけないと思っております。今大変いいお話をいただきましたので、そんなことも一つ考えていきたいと思えます。

○副委員長 よろしくお願ひいたします。

○委員長 ほかにありますか。

○牧野直樹委員 質問する前に、まずもって御礼を申し上げます。市議員になって13年目にしてやっと志学館の東通線、道路がいよいよ3月28日に竣工式を迎えることになりました。長い間ありがとうございました。集落の高出三区の皆さんは非常に喜んでおります。そういう喜びのこともあるので、これからちょっと私はみっともないとも言いますが、心にゆっくり留めておいていただければ幸いです。

まず1点は、幹線道路整備事業について、私ども地元は現在高原通り、九里巾交差点改良が終わって、右折レーンができて、どんどん細い道に入ってくることは確実です。今まで建設課のほうで諏訪倉庫の交差点改良をして、それから南側、いろんな形で先買いをして道路幅が広がってきています。クリーニング屋ももう商売やっていますし、隣の大工のほうも話がついてるのだから、空けることについては本人も決心をしています。その隣の空き家は、土地開発公社が先買いをして確保をした。後は中信の何とかというイベントハウスみたいなのがあって、総菜屋があって、片桐製材があって、次がたまたま前に食堂があったところが終わって、今大東建託でアパートを建設しています。そこをなぜ道路幅を広く先買いしてもらえなかったかなど。あのままいくと高原通りの道は、設計上は若干片桐製材のほうに振るってことですか。それならそれでいいです。その辺お願いします。

○建設課長 高原通りにつきましては、基本的に都市計画決定をされていなくて、私どもで一応下敷きというか、ある程度法線を見て道路計画というのを立てています。その道路計画では、あの部分というのは少し片桐製材のほうが主、曲がっていくような形になっておりまして、あの部分を今回少し買わせてもらってはいるのです。

○牧野直樹委員 ぎりぎりだね。30センチぐらい。

○建設課長 そうです。買わせてもらいました。ですから、全く道路の設計図面がないところで不動産が出たからこっち買う、こっち買うということはできないものですから、今現実持っている道路線形という図面がありますので、それによって不動産の売買とかが出た場合には、その部分をお願いして買わせていただいているという実情でございます。

○**牧野直樹委員** では、私どもが地元の人に聞かれたら、若干道路は片桐製材のほうに曲がるよという説明をしとけばいいということですか。それでいいですか。

○**建設課長** それで結構です。図面ができてありますので、もし聞かれれば、それを見せたりすることはできますので。

○**牧野直樹委員** では、地元の人も納得すると思うので。

それからもう1つ。先ほどの都市計画の市街化区域の関係で、249ページの429万円の委託料。これ市街化区域、線引きを見直すというのは、これからそういう計画があるのなら、非常に人口フレームが一番大事だと思うのです。その辺のことをよくコンサルなりに話をし、市街化区域に、例えば先ほどの質問の西幹線、東幹線等、大体幹線が入ってくるその両サイドというのは市街化と隣接しているというところもあるので、その辺をよく考えていただいて、地区計画と言ったって、そんな大した開発できないので。今2か所、3か所あると言うけれど、市街化が一番大事だと思うのです。だから人口フレームとかも一生懸命考えていただいて、すごく有利になるような設計をしてもらわなければいけないと思いますが。都市計画課長、どうでしょうか。

○**都市計画課長** 今のお話の中で、今回のマスタープランの区域区分の見直しによって、人口フレームが今およその段階で塩尻駅北と同程度くらいなので、12ヘクタールくらいは何とか確保できそうだった話がございまして、工業フレームについてもある程度確保できると。今回、そのうちの野村桔梗ヶ原で12ヘクタールほど使いますけれども、まだそのほかにも確保できるというフレームは確保できます。ただし、実は候補地を選定するに当たりまして、都市計画法ですとか農地法の関係ですとか、森林法、河川法、そういった法律の制約がかり、今の市街化区域の縁辺、隣接した部分、東幹線、西幹線、今市街化調整区域となっているものですが、そういった幾つかの制約がございまして、そういったところを令和3年のこの調査できちんと調査しまして、場所を選定する妥当性等をきちんと洗い出しまして、令和7年までには市街化に編入しないといけないといった形ですので、工業用地の確保ですとか、人口の確保に非常に有利なところに、こういった区画整理等をやれば当たると思っていますので、そういったところを慎重に作業のほう進めてまいります。

○**牧野直樹委員** 都会であって都会でない田舎というのが広丘高出にはあるのです。区の維持ができなくなってくるという危険性が今まさに入っていて、区から抜ける人もいるし。そんな状況の区があって、そこがたまたま国道を挟んで国道端は商店とかいっぱいあるけれど、一步入ったところには畑があって、開発ができない調整区域ということになってるので、その辺もよくしっかりまた御相談させていただきながら進んでいきたいと思えます。しっかりといろんな話をさせていただいて、地区の現状というものをよく踏まえていただいてやっていてもらいたいと思います。

それと、もう1つだけ。以前、委員会で雇用促進住宅を視察させていただきました。ひもつきがもう今年で終わるという話を聞きまして、世帯が入っているのがあと二十何軒ですか。

○**建築住宅課長** 現在入居者は80戸中37戸です。

○**牧野直樹委員** 半分以下に入っていて、今募集はしてないのですか。

○**建築住宅課長** 募集は停止しています。

○**牧野直樹委員** 今年で終わることになれば、あれだけの大きい建物を維持していくのも大変だと思うので、今入っている三十何軒の人にはお話をしっかりしていただいて、早急にあそこは何か開発を考えてもらって解体を

して、あの辺一帯の開発をしていただくというのが、市にとっても一番いいと思うのです。価値的にいい場所なので。せっかく新しいスーパーも隣に増築してできたし。早め早めというのがいいと思うのです。そこらをまたしっかり考えていただいて、今年で切れて、のんびりやっていたのでは価値も下がってしまうし、私は、今でなければ売れないと思う。早く解体をして、土地開発公社に先買いで買ってもらえばいいと思う。周辺の農地も巻き込んで、早急な対応、後手を取ってはいけないので、先手先手で事業はやってもらうという要望をしておきます。

○委員長 要望でよろしいですか。

○牧野直樹委員 要望でいいです。

○建築住宅課長 その話の件で、見ていただいたところも含めて市営住宅の分、用途廃止する部分がございます。そのスケジュールについてはまだ決まっておりませんで、ちょうど来週なのですけれども、政策調整プロジェクトの中でスケジュールと跡地について協議をしていきたいと考えてございまして、政策調整プロジェクト、あと庁議をやって、どのような姿勢でいくかということを庁内の意見を取りまとめて、今後のスケジュールと跡地利用をどうするかというのを、今頂いた御意見も参考に考えていきたいと思っております。

○牧野直樹委員 よろしくお祈りします。

○委員長 よろしいですか。ほかにないですか。

それでは、8款土木費、11款災害復旧費併せて質疑を以上で終了といたします。

第25号について、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それではないので、議案第25号令和3年度塩尻市一般会計予算の当委員会に付託された部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第25号令和3年度塩尻市一般会計予算の当委員会に付託された部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、本日の委員会はこれにて閉じます。次は15日月曜日10時から再開ということですので、御準備の上御参集をお願いしたいと思います。お疲れさまでした。

午後4時45分 閉会

令和3年3月12日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長

印